

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第31期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社サンマルクホールディングス
【英訳名】	Saint Marc Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤川 祐樹
【本店の所在の場所】	岡山市北区平田173番地104
【電話番号】	086-246-0309（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 岡村 淳弘
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区平田173番地104
【電話番号】	086-246-0309（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 岡村 淳弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	69,084,572	70,073,336	68,908,637	43,987,362	47,721,642
経常利益又は経常損失() (千円)	6,867,279	6,569,574	4,300,198	3,623,710	2,472,083
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	3,618,848	2,908,564	1,486,412	8,060,928	4,711,792
包括利益 (千円)	3,601,386	2,897,729	1,482,195	8,061,952	4,715,013
純資産 (千円)	47,510,366	46,708,146	46,869,335	37,678,049	31,147,787
総資産 (千円)	59,945,878	59,034,568	57,434,067	55,811,655	48,021,601
1株当たり純資産 (円)	2,138.82	2,192.54	2,200.11	1,768.67	1,501.69
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	162.91	131.84	69.77	378.39	222.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.3	79.1	81.6	67.5	64.8
自己資本利益率 (%)	7.80	6.17	3.18	19.07	13.70
株価収益率 (倍)	18.91	18.88	24.82	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,852,498	7,793,097	6,533,464	4,161,900	5,587,413
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,316,108	3,640,621	3,409,621	2,368,387	990,776
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,722,947	4,061,180	1,681,992	6,531,951	3,972,552
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	13,481,187	13,572,482	15,014,333	15,015,996	15,640,081
従業員数 (人)	814	830	851	828	799
(外、平均臨時雇用者数)	(7,130)	(7,295)	(7,438)	(5,194)	(5,554)

(注) 1. 第27期、第28期、第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第30期及び第31期の株価収益率は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	8,713,070	8,934,150	9,430,239	6,361,366	5,875,462
経常利益 (千円)	4,618,260	4,498,505	4,957,962	1,932,238	2,188,017
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,793,312	2,272,698	2,290,270	2,197,469	2,050,083
資本金 (千円)	1,731,177	1,731,177	1,731,177	1,731,177	1,731,177
発行済株式総数 (株)	22,777,370	22,777,370	22,777,370	22,777,370	22,777,370
純資産 (千円)	32,048,941	30,610,855	31,575,902	28,248,074	24,101,021
総資産 (千円)	34,009,681	32,358,735	33,168,854	37,744,923	31,271,687
1株当たり純資産 (円)	1,442.78	1,436.91	1,482.22	1,326.01	1,161.77
1株当たり配当額 (円)	62.00	62.00	62.00	44.00	44.00
(うち1株当たり中間配当額)	(31.00)	(31.00)	(31.00)	(22.00)	(22.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	125.75	103.02	107.51	103.15	96.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	94.2	94.6	95.2	74.8	77.0
自己資本利益率 (%)	8.9	7.3	7.4	7.3	7.8
株価収益率 (倍)	24.49	24.16	16.11	-	-
配当性向 (%)	49.30	60.18	57.67	-	-
従業員数 (人)	75	84	107	100	67
(外、平均臨時雇用者数)	(35)	(72)	(254)	(169)	(62)
株主総利回り (%)	96.1	79.9	58.7	59.7	55.9
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	3,570	3,245	2,550	1,916	1,772
最低株価 (円)	2,961	2,262	1,551	1,341	1,388

(注) 1. 第27期、第28期、第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第30期及び第31期の株価収益率及び配当性向は当期純損失であるため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
1989年3月	「株式会社大元サンマルク」（岡山県岡山市三浜町1丁目15番19号、レストラン経営を目的、資本金3百万円）を設立。
1989年4月	株式会社大元サンマルクが岡山県岡山市に洋食レストラン「ベーカリーレストラン・サンマルク」の1号店（直営店）を開店（新谷製菓株式会社より引継）。
1990年7月	株式会社大元サンマルクが商号を「株式会社サンマルク」に変更。
1991年4月	株式会社サンマルクが本社を岡山県岡山市平田173番地（現在地）に移転。
1991年7月	インテリアコーディネイト及び損害保険代理店業を目的として岡山県倉敷市に株式会社デコール（当社/現株式会社サンマルクホールディングス）を設立。
1991年12月	株式会社サンマルクが株式会社倉敷サンマルクを吸収合併し、「ベーカリーレストラン・サンマルク倉敷店」の営業を引継ぐ（1997年1月フランチャイズ店に変更）。
1994年4月	株式会社サンマルクが株式の額面金額を50,000円から500円に変更することを目的として株式会社サンマルク（設立1977年12月6日、商号株式会社落柿舎販売、1982年2月1日に株式会社落柿舎本社、1993年8月26日に株式会社サンマルクにそれぞれ商号変更）に吸収合併。
1995年12月	株式会社サンマルクが日本証券業協会に株式を店頭登録。
1998年2月	インテリアコーディネイト事業を廃止。
1998年5月	株式会社サンマルクが子会社「Saint Marc Cayman」を設立。
1998年6月	岡山県岡山市に本店を移転。
1999年3月	損害保険の募集に関する業務及び生命保険の募集に関する業務を株式会社サンマルクへ譲渡。
1999年3月	株式会社サンマルクが東京都中央区にコーヒーショップ「サンマルクカフェ」の1号店（直営店）を開店。
1999年11月	株式会社サンマルクが福岡県久留米市に高級回転ずし「すし処函館市場」の1号店（フランチャイズ店）を開店。
2002年4月	株式会社サンマルクが東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2002年7月	株式会社サンマルクが株式会社プライム・タイムの全株式を取得。
2002年10月	株式会社サンマルクが兵庫県伊丹市に西洋風レストラン「ベーカリーレストラン・バケット」の1号店（直営店）を開店。
2003年3月	株式会社サンマルクが東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2003年3月	株式会社サンマルクが子会社「Saint Marc Cayman」を清算。
2004年10月	株式会社サンマルクが岡山県岡山市にスパゲティ店「生麺工房鎌倉パスタ」の1号店（直営店）を開店。
2005年11月	株式会社サンマルクホールディングスに商号変更。
2005年12月	株式会社サンマルクが株式会社プライム・タイムを吸収合併。
2005年12月	株式会社サンマルクが東京証券取引所市場第一部株式上場を廃止。
2006年1月	株式会社サンマルクと株式交換し同社を完全子会社化。
2006年1月	東京証券取引所市場第一部に上場。
2006年3月	株式会社サンマルクを分割会社として、持株会社の当社に管理機能、店舗開発機能、業態・商品開発機能、教育機能等の吸収分割並びに業態別の事業部門を分社化する新設分割の実施。
2006年9月	兵庫県伊丹市に炒飯専門店「広東炒飯店」の1号店（直営店）を開店。
2007年12月	岡山県岡山市にドリア専門店「神戸元町ドリア」の1号店（直営店）を開店。
2008年4月	炒飯専門店の広東炒飯店事業を会社分割し、株式会社広東炒飯店を設立。
2008年7月	株式会社広東炒飯店が株式会社サンマルクチャイナに商号変更。
2008年8月	東京都港区にフルサービス喫茶店「倉式珈琲店」の1号店（直営店）を開店。
2015年4月	ドリア専門店の神戸元町ドリア事業を会社分割し、株式会社サンマルクグリルを設立。 フルサービス喫茶店の倉式珈琲店事業を会社分割し、株式会社倉式珈琲を設立。
2020年3月	株式会社サンマルクホールディングスが株式会社サンマルクチャイナを吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

（注）表中記載の株式会社サンマルクは、2006年3月1日付の会社分割に伴い、カフェ事業等を残し、株式会社サンマルクカフェに商号変更しております。

3【事業の内容】

当社グループは、洋食レストラン「ベーカリーレストラン・サンマルク」の全国展開をはじめとして、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」、高級回転ずし「すし処函館市場」など複数業態による事業展開を推進してまいりました。今後も継続的な会社の安定的利益成長を図るため、リスク分散の観点からも多業態を組み合わせた会社運営が有効であるとの経営判断のもとに、恒常的な新業態の開発など中期的な施策に鋭意注力しております。このような背景をベースに、当社グループは、中長期的な視野に立ったグループ内における最適な機能の分権と集権を実現するために、2006年3月1日付をもって最終的な持株会社体制に移行いたしました。すなわち、業態別の事業部門を分社化することにより、当該部門における責任と権限をより明確化した指揮命令系統を確立するとともに、一方、全事業部門に共通するインフラ的機能である管理機能、店舗開発機能、商品開発機能、海外業態開発機能、教育機能等及びその他の国内実験業態の運営については、持株会社である当社へ集約することとし、各業態の管理強化及び経営効率の追求を図ることを目的としております。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社7社及び非連結子会社の持分法非適用会社3社にて構成されており、会社名及び主要な事業内容は次のとおりであります。

会社名	セグメント	主要な事業内容
(株)サンマルクホールディングス（当社）	全社（共通） 3 その他 4	事業子会社の統括管理及びグループ内への商品・サービスの提供 国内実験業態の運営
(株)サンマルク 1	レストラン	「ベーカリーレストラン・サンマルク」の運営
(株)函館市場 1	レストラン	「すし処函館市場」等の運営
(株)バケット 1	レストラン	「ベーカリーレストラン・バケット」等の運営
(株)鎌倉パスタ 1	レストラン	「生麺専門鎌倉パスタ」等の運営
(株)サンマルクグリル 1	レストラン	「神戸元町ドリヤ」等の運営
(株)サンマルクカフェ（旧(株)サンマルク） 1	喫茶	「サンマルクカフェ」の運営
(株)倉式珈琲 1	喫茶	「倉式珈琲店」の運営
(株)サンマルクイノベーションズ 2	全社（共通） 3	フードテック導入の検討・実験及びグループ各業態のオムニチャンネル展開等
SAINT MARC USA INC. 2	全社（共通） 3	海外（アメリカ国内）におけるレストラン事業等の実験及び運営
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE.LTD. 2	全社（共通） 3	海外（ASEAN地域）におけるカフェ事業等の実験及び運営

1 連結子会社

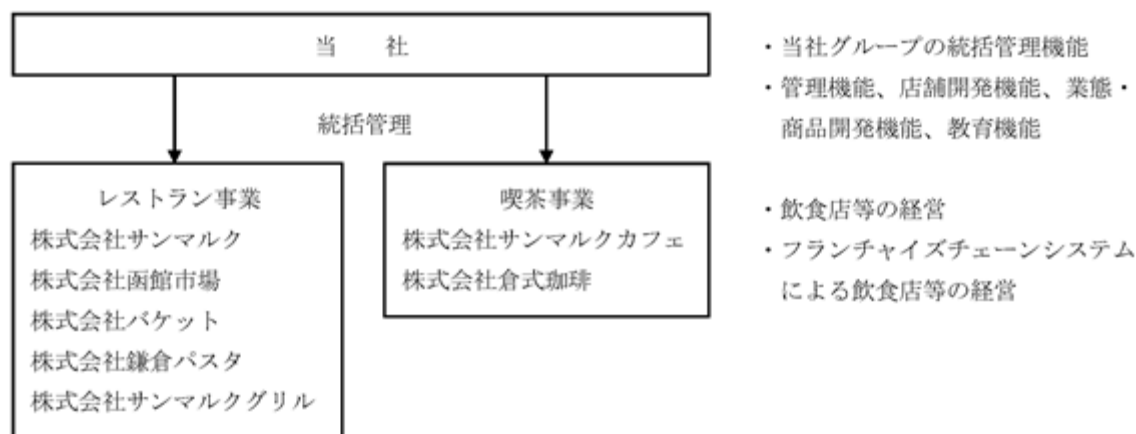
2 非連結子会社で持分法非適用会社

(株)サンマルクイノベーションズはフードテック導入の検討・実験及びグループ各業態のオムニチャンネル展開等を行うことを目的とする会社、SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.はASEAN地域におけるカフェ事業等の実験及び運営を行うことを目的とする会社、SAINT MARC USA INC.はアメリカにおけるレストラン事業等の実験及び運営を行うことを目的とする会社であります。

3 全社（共通）として記載されているものは、当社が運営しているフードテック導入の検討・実験及びグループ各業態のオムニチャンネル展開等、海外の実験業態店舗及び本社部門（管理部門等）に関するものであります。

4 その他として記載されているものは、国内の実験業態に係る事業に関するものであります。

[事業系統図] 2022年 3月31日現在



(注) 当社が100%出資する事業子会社は株式会社サンマルク、株式会社函館市場、株式会社バケット、株式会社鎌倉パスタ、株式会社サンマルクグリル、株式会社サンマルクカフェ及び株式会社倉式珈琲の7社であります。また、セグメントに関する詳細につきましては、後記「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」に記載しております。

上記以外に、フードテック導入の検討・実験及びグループ各業態のオムニチャネル展開等を目的とする株式会社サンマルクイノベーションズ、アメリカ国内におけるレストラン事業等の実験及び運営を目的とするSAINT MARC USA INC.、ASEAN地域におけるカフェ事業等の実験及び運営を目的とするSAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.の3社があります。

上記記載の持株会社体制への移行の経緯は、以下のとおりであります。

2005年12月1日 旧株式会社サンマルクが同社連結子会社の株式会社プライム・タイムを吸収合併

2006年1月1日 当社と旧株式会社サンマルクが株式交換を実施

2006年3月1日 旧株式会社サンマルクを分割会社として、会社分割(新設分割及び吸収分割)を実施

株式交換

当社は、2005年12月31日時点においては、当社の創業者である故片山直之氏が100%出資する会社であり、旧株式会社サンマルク株式の12.68%を所有し、当該有価証券の保有管理等を行っておりました。

したがって2005年12月31日現在、当社グループは当社1社でありましたが、旧株式会社サンマルクとの2006年1月1日付株式交換により、同日以降、会社分割が実施される2006年3月1日以前までは、当社は旧株式会社サンマルクを完全子会社とする親会社となり、当社グループは、当社と子会社1社(旧株式会社サンマルク)により構成されておりました。旧株式会社サンマルクは2005年12月27日付で上場廃止となり、当社が2006年1月1日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、旧株式会社サンマルクの完全子会社であった株式会社プライム・タイムは2005年12月1日に同社に吸収合併されております。

会社分割

当社は、2006年1月1日の株式交換時点において、統括管理機能、IR機能をはじめとした管理機能の一部を旧株式会社サンマルクから当社へ移管させました。さらに、2006年3月1日には、当社グループの共通するインフラ的機能である管理機能、店舗開発機能、業態・商品開発機能、教育機能等について旧株式会社サンマルクより人的吸収分割により当社へ移管し、集約いたしました。同時に、旧株式会社サンマルクは、持株会社である当社の下で業態別に事業を切り出す人的新設分割により、ベーカリーレストラン事業、カフェ事業、回転ずし事業等の業態別子会社(5社/いずれも当社100%子会社)を有する持株会社体制に移行いたしました。なお、旧株式会社サンマルクは、会社分割時にカフェ事業等を残し、株式会社サンマルクカフェに商号変更しております。当社は、これら当社グループ企業全般の統括管理機能を有し、企業グループ価値の向上を追求していく方針であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社サンマルク	岡山市北区	100百万円	レストラン	100.0	資金援助あり
株式会社函館市場	岡山市北区	100百万円	レストラン	100.0	-
株式会社バケット	岡山市北区	100百万円	レストラン	100.0	資金援助あり
株式会社鎌倉パスタ	岡山市北区	100百万円	レストラン	100.0	-
株式会社サンマルクグリル	岡山市北区	100百万円	レストラン	100.0	-
株式会社サンマルクカフェ	岡山市北区	100百万円	喫茶	100.0	-
株式会社倉式珈琲	岡山市北区	100百万円	喫茶	100.0	資金援助あり

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 上記のうち株式会社サンマルクカフェ及び株式会社鎌倉パスタは、特定子会社に該当しております。

4. 下記事業子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

株式会社サンマルクカフェ

(1) 売上高 17,433百万円

(2) 経常損失() 113百万円

(3) 当期純損失() 3,757百万円

(4) 純資産 8,911百万円

(5) 総資産 12,925百万円

株式会社バケット

(1) 売上高 5,416百万円

(2) 経常損失() 372百万円

(3) 当期純損失() 1,801百万円

(4) 純資産 26百万円

(5) 総資産 2,590百万円

株式会社鎌倉パスタ

(1) 売上高 13,535百万円

(2) 経常利益 998百万円

(3) 当期純利益 203百万円

(4) 純資産 7,257百万円

(5) 総資産 9,925百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント別の従業員を示すと次のとおりであります。

2022年3月31日現在

セグメント	従業員数(人)
レストラン	457 [3,012]
喫茶	275 [2,480]
その他	9 [32]
全社(共通)	58 [30]
合計	799 [5,554]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは年間の平均人員(1日8時間換算による平均人数)を[]外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門(管理部門等)に所属しているものであります。
3. その他として記載されている従業員数は、当社が運営している実験業態に係る事業に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
67 [62]	45.2	8.3	6,843,737

セグメント	従業員数(人)
その他	9 [32]
全社(共通)	58 [30]
合計	67 [62]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは年間の平均人員(1日8時間換算による平均人数)を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、正社員の税込支給実績であり、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門(管理部門等)に所属しているものであります。
4. その他として記載されている従業員数は、当社が運営している実験業態に係る事業に所属しているものであります。
5. 従業員数が前事業年度末に比べ33名減少したのは、主として2021年4月1日付で、当社のチャイナ事業を連結子会社である株式会社サンマルクグリルへ吸収分割したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「We create the prime time for you.」（私達はお客様にとって最高のひとときを創造します）を経営理念に掲げ、「食」を通じて顧客満足向上策を提案し、人々のより豊かな心と生活の形成に貢献すべく、当社の定義するレストラン等飲食店業態の3要素（味・雰囲気・サービス）の品質をバランスよく高めることをめざして日々経営に取り組んでおります。業態開発にあたっては、既に業界内において成熟したマーケット（業態）に着目し、当社独自の付加価値を積み重ねることを基本としており、他社他店にはない品質・サービスを生み出すことによってオンリーワン企業をめざし、企業グループとしての存在意義の追求を長期的なテーマとしてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2006年3月1日付、最終的な持株会社体制へ移行し、主力業態別の事業部門を分社化することにより、当該部門における責任と権限をより明確化した指揮命令系統を確立するとともに、全事業部門に共通するインフラ的機能である管理機能、店舗開発機能、業態・商品開発機能、教育機能等については、持株会社である当社へ集約いたしました。これにより各業態の管理強化及び経営効率の追求を図っております。

当社グループにおいて業態開発及び業態改革は重要なテーマであります。いかに高品質かつリーズナブルな価格で顧客にサービスを提供することができるかという点を重要視して経営にあたっております。業態開発については、持株会社である当社にその機能を有し、実験業態検証後、高収益モデルが構築でき、事業化する段階において他の当社事業子会社同様に当社から会社分割によって分社化していく方針であります。このように将来にわたって多くの複数事業子会社を持つ企業グループを形成し、有機的な持株会社体制の機能を発揮することで、安定した経営成績の基盤を確立しつつ、中期的にグループ経常利益62億円達成を目標とし、経営成績の拡充を図るとともに企業価値の増大に努めていく所存であります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

次期の見通しにつきましては、度重なる新型コロナウイルスの感染再拡大の影響は、未だ収束の見通しが立たず、外食業界に係る消費活動は依然として厳しい状況にあります。

このような中、当社グループといたしましては、引き続き、感染防止対策を中心に徹底した衛生管理及び価値あるメニューの開発、QSCの向上により、既存店売上の回復に努めるとともに、中食需要への対応としてテイクアウトやデリバリー等の強化・拡充の実験検証に継続的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業子会社における事業等のリスクを包括的に抱えることのリスク

当社は、当社の完全子会社である事業子会社における事業等のリスクを完全親会社として包括的に抱えることとなりますので、各事業子会社での事業等のリスクは、グループの持株会社である当社のリスクでもあるものと判断します。具体的には、以下のようなものがあります。

新業態の開発・事業化について

当社グループは、多業態飲食チェーンとして、「ベーカリーレストラン・サンマルク」及び「ベーカリーレストラン・パケット」の西洋風レストランの他、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」、回転ずし店「すし処函館市場」、スパゲティ専門店「生麺専門鎌倉パスタ」、ドリア専門店「神戸元町ドリア」及びフルサービス喫茶「倉式珈琲店」の計7本の本格展開業態を有し、各会社別に業容の拡大を図っておりますが、これらに続く新業態の開発については重要な経営課題として位置づけております。業態開発についての機能は、基本的に持株会社である当社が保有しておりますが、各事業子会社で既に保有している実験業態のブラッシュアップや本格展開業態の派生業態の開発などにより、グループ一体となって顧客ニーズの把握、店舗運営パッケージの構築、立地面の検証等に注力していく予定であります。

当社グループは、今後も複数の新業態実験を継続的に実施していくこととし、運営ノウハウの蓄積に努めるとともにこれらの中から事業の柱となる業態を着実に育て、本格的な事業化につなげていく方針であります。そのため、これら新業態の開発・事業化の進展如何によって、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

展開業態・実験業態店舗数

	業 態 名	2022年3月31日現在
展開業態	ベーカリーレストラン・サンマルク	60
	ベーカリーレストラン・パケット 他	91
	生麺専門鎌倉パスタ 他	199
	すし処函館市場 他	9
	神戸元町ドリア 他	58
	サンマルクカフェ	354
	倉式珈琲店	63
実験業態	奥出雲玄米食堂井上/ザ・シーズン/天清	5

特定の取引先への依存度について

株式会社タカキベーカリーとの取引関係

当社グループは、株式会社タカキベーカリーから当社グループチェーン店舗で使用するパン生地を仕入れており、当社グループの当連結会計年度における同社との取引は、当社連結仕入高に対し11.0%（11億84百万円）となっております。

株式会社タカキベーカリーは、株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所をホールディングカンパニーとするパン生地等業務用製品の卸売事業等を担う同社グループ企業であります。当社グループは、1991年5月、同社グループとの取引を開始して以来、パン製造技術の指導を受けており、またパン商品の共同開発を行うなど、同社グループとの良好な関係を保っております。

今後、当社グループチェーンの拡大に伴い、同社からの仕入取引金額が増加する可能性があります。

上記株式会社タカキベーカリーと当社グループとの取引は契約に基づいており、今後とも安定的に継続するものと思われませんが、仮に何らかの理由で現在の取引関係に変化が生じた場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

主要食材の調達について

当社グループチェーンでは、レストラン等で使用する主要食材の食肉牛について、高い品質管理及び検査体制レベルから鑑みて、主にBSE（牛海綿状脳症）非汚染国とされるニュージーランド及びオーストラリアからの海外調達により仕入れております。当社グループでは、食材全般の調達リスクを低減させるため、食材加工協力工場のさらなる品質管理向上に努めるとともに、国内外における食材の調達先の分散化や新たなルート確保を随時進めておりますが、食肉牛について、万一、現調達先の非汚染国においてBSEが発生するなどにより、調達に支障を来すこととなった場合、一部、メニュー変更等を余儀なくされるケースも想定でき、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

差し入れ敷金・保証金及び建設協力金について

当社グループの直営店出店のための賃貸借物件に係る差し入れ敷金・保証金等の残高は、連結ベースで2022年3月31日現在、敷金・保証金総額85億13百万円（849件）、建設協力金総額2億48百万円（26件）がありますが、賃貸人に対し賃貸借物件の需給関係、力関係から同業他社と同様にこれら差し入れ敷金・保証金等の返還請求権に対する抵当権設定等保全是完全なものではありません。

このような状況を踏まえ、今後当社グループにおいて直営店の出店増に伴う差し入れ敷金・保証金等残高が増大することが予想され、個別物件を含む相手先の信用情報等に基づく社内審査を強化しております。今後、万一差し入れ敷金・保証金等の相手先の倒産等により、一部回収不能の状況が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報の管理について

当社グループチェーンは、来店顧客のアンケート情報や入会会員情報をデータベース化し、レストランの特別メニューをご案内するなどダイレクトメールによる販売促進に活用しております。

当該顧客情報につきましては、個人情報取扱に関して公的認定基準を満たした信頼性の高い外部委託先を指定して管理することとしており、社内においても個人情報保護法遵守の観点から、顧客情報については特に留意した取扱いを徹底するなど万全を期しておりますが、万一、不正等の発生により、何らかの理由で顧客情報が漏洩した場合は、損害賠償問題の発生や信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社グループチェーンの店舗は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上並びに増進に寄与することを目的とした食品衛生法の規制を受けております。当社グループチェーンは、定期的に第三者の衛生検査機関による細菌検査を実施するなど衛生面には万全を期しておりますが、万一、食中毒事故を引き起こしたり、重大な衛生問題が発生した場合は、食品等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられることがあり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保等について

当社グループチェーンは、多店舗展開により多数のパート・アルバイト社員を雇用しており、また、每期継続的な新規出店を行っていることから、必要な人材の確保・育成が計画通りに進まない場合や今後の人口態様の変化により適正な労働力を確保できない場合には、事業の遂行や展開に支障をきたす恐れがあり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、各種労働法令の改正や社会保険等従業員の処遇に関連した法改正が行われた場合、対応コストや人件費等が増加する可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等に関するリスク

当社グループチェーンは日本国内において多くの店舗を展開しており、地震、台風、洪水等の不可避な自然災害の発生により、店舗においてお客様、従業員が被災する可能性及び店舗設備が損壊する可能性があります。この場合、被害にあったお客様、従業員の医療費等が多額に発生した場合または損害を被った店舗設備等の修繕が多額に発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、物流網が寸断される場合、仕入先が被災し原材料の調達に影響を及ぼす場合、停電等により営業時間の制約を受ける場合などにおいては、当社グループの仕入及び販売が遅延、混乱、停止する可能性があります。このように当社グループの店舗が直接被災しない場合においても間接的な影響を受けることで、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、店舗の営業時間の短縮、店舗の休業等が長期化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 持株会社としてのリスク

当社グループは、2006年3月1日付、会社分割により業態別に分社化するとともに、全事業に共通するインフラ的機能を持株会社である当社に集約いたしました。当社は、ベーカリーレストラン事業、カフェ事業、回転ずし事業等の業態別子会社を有し、経営統括管理を行う持株会社であります。

当社は、当該グループ経営を軌道に乗せて円滑な運営に万全を期する予定であります。不測の内的または外的要因等によって、グループ内の体制が完全に整わなかったり、各業態別子会社の立ち上げが順調に進まなかったりした場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の状況の概要

(1) 経営成績等

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、政府や各自治体からの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に係る各種要請により、大型商業施設に臨時休業や営業時間の短縮要請が出されておりましたが、10月以降、緊急事態宣言解除に伴う行動制限の緩和、ならびにワクチン接種率の上昇に伴い経済回復の兆しが見えつつありました。しかしながら、1月以降の新たな変異株の発生に伴う感染再拡大に対し、まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮に加え、原油を中心とした価格の高騰が個人消費にも影響を与えるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による各種要請の有無、新規感染者数の推移が、客数の回復速度に影響を与える一方で、新しい生活様式の普及による外食の自粛傾向が続くことから、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、お客様に安心安全な環境を提供できる店舗づくりのため、飛沫感染防止対策の亚克力板設置、店舗での消毒・衛生の徹底、検温、マスク着用や手指消毒など感染防止対策を続けてまいりました。また、来店動機を喚起するためのプレミアムメニューの開発、他社との協業によるEC販売に取り組む一方で、不採算店舗を中心に業態変更や退店を実施することで業績の改善に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高477億21百万円（前期比8.5%増）、経常利益24億72百万円（前期経常損失36億23百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は47億11百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失80億60百万円）となりました。

なお、期中に当社グループ全業態で合計20店舗を出店し、当連結会計年度末の店舗数は、直営店808店舗、フランチャイズ店31店舗、合計839店舗体制となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

レストラン事業におきましては、ベーカリーレストランにつき、接客サービス力の向上に努めるとともに、テイクアウトメニューの充実に注力してまいりました。店舗数につきましては、当連結会計年度中に「ベーカリーレストラン・サンマルク」直営店2店舗出店し、直営店44店舗、フランチャイズ店16店舗、計60店舗となりました。また、「ベーカリーレストラン・パケット」は、直営店91店舗となりました。

スパゲティ専門店「生麺専門鎌倉パスタ」につきましては、高級食材を使用した高単価のパスタの開発、TVCM、YouTubeでの広告配信による、ブランド発信とフェア商品の紹介に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店4店舗出店し、これにより直営店199店舗となりました。

回転ずし「すし処函館市場」につきましては、テイクアウト、デリバリーの拡充及び市場から鮮魚を直送することを中心とした品質改善策による既存店売上の向上を進めてまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗、フランチャイズ店4店舗、計9店舗となりました。

ドリア専門店「神戸元町ドリア」及び小籠包店「台湾小籠包」につきましては、既存業態のブラッシュアップを図り、派生業態の開発に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店8店舗出店し、これにより直営店58店舗となりました。

この結果、レストラン事業売上高は262億57百万円（前期比8.6%増）、営業損失は8億91百万円（前年同期営業損失8億69百万円）となりました。

喫茶事業におきましては、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」につき、ボリュームと内容を充実したプレミアムメニューの実験検証に注力してまいりました。出店につきましては、当連結会計年度中に「サンマルクカフェ」直営店4店舗、フランチャイズ店2店舗出店し、これにより直営店344店舗、フランチャイズ店10店舗、計354店舗となりました。

フルサービス喫茶の「倉式珈琲店」につきましては、こだわりの味をご家庭でも楽しめるようにドリッパーの販売や珈琲豆の通信販売に取り組み、珈琲専門店としての知識と技術を兼ね備えたスペシャリストの育成に注力してまいりました。店舗数につきましては、直営店62店舗、フランチャイズ店1店舗、計63店舗となりました。

この結果、喫茶事業売上高は212億26百万円（前期比8.6%増）、営業損失は12億65百万円（前年同期営業損失18億41百万円）となりました。

当社の実験業態に係る事業であるその他事業におきましては、「奥出雲玄米食堂井上」「ザ・シーズン」「天清」の業態ブラッシュアップとビジネスモデルの再構築に引き続き取り組んでまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗となりました。

この結果、その他事業売上高は2億37百万円（前期比6.8%減）、営業損失は98百万円（前期営業損失1億26百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、長期借入金の返済による支出80億円がありました。新株予約権付社債の発行による収入60億56百万円、減損損失27億16百万円の計上等により、前連結会計年度に比べ6億24百万円増加（4.2%増）し、156億40百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は55億87百万円（前期は41億61百万円の使用）となりました。これは主に、減損損失27億16百万円、減価償却費23億91百万円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は9億90百万円となり、前連結会計年度に比べ13億77百万円の減少（58.2%減）となりました。

これは主に、新規出店及び改装に伴う有形固定資産の取得による支出8億57百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は39億72百万円（前期は65億31百万円の獲得）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出80億円、ならびに新株予約権付社債の発行による収入60億56百万円の計上によるものであります。

店舗数・仕入・販売等の実績

(1) 地域別店舗数の実績

2022年3月31日現在

セグメント	地域別 区分	北海道・東北地区		関東地区		中部地区		関西地区		中国・四国地区		九州地区		合計	
		期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)	期末店舗数 (店)	前期末比較 (店)
直営店															
レストラン		22	-	176	2	51	-	83	4	40	-	25	-	397	2
喫茶		18	-	195	14	48	2	72	1	43	2	30	3	406	22
その他		-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	5	-
計		40	-	372	12	100	2	158	5	83	2	55	3	808	24
フランチャイズ店															
レストラン		-	-	3	-	3	-	12	2	1	-	1	-	20	2
喫茶		-	-	5	1	-	-	4	1	2	1	-	-	11	1
計		-	-	8	1	3	-	16	3	3	1	1	-	31	1
合計		40	-	380	11	103	2	174	8	86	1	56	3	839	25

(注) 1. レストラン事業は、ベーカリーレストラン・サンマルク、すし処函館市場等、ベーカリーレストラン・バケット等、生麺専門鎌倉パスタ等及び神戸元町ドリア等から構成されております。

2. 喫茶事業は、サンマルクカフェ及び倉式珈琲店から構成されております。

3. その他事業は、奥出雲玄米食堂井上、ザ・シーズン、天清から構成されております。

4. 2021年4月1日付にて当社のチャイナ事業を会社分割し、当社子会社の㈱サンマルクグリルに承継したことに伴い、従来、「その他」に含まれていた同事業の店舗数を「レストラン」の区分に含めております。なお、前期末比較においては、変更後の区分に基づく店舗数の増減を記載しております。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	金額	前年同期比(%)
レストラン	6,311,288	110.1
喫茶	4,360,762	112.8
その他	63,634	89.6
合計	10,735,685	111.0

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	金額	前年同期比(%)
レストラン	26,257,071	108.6
喫茶	21,226,898	108.6
その他	237,672	93.2
合計	47,721,642	108.5

(4) 種類別販売実績

当連結会計年度の種類別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

種類	直営店売上		ロイヤリティ収入		F C 関連等売上		合計	
	金額	前年同期比(%)	金額	前年同期比(%)	金額	前年同期比(%)	金額	前年同期比(%)
レストラン	25,607,658	108.7	87,387	97.0	562,026	103.4	26,257,071	108.6
喫茶	20,860,387	108.4	31,715	130.1	334,796	117.3	21,226,898	108.6
その他	234,607	93.2	-	-	3,064	91.4	237,672	93.2
合計	46,702,652	108.5	119,102	104.0	899,887	108.1	47,721,642	108.5

(注) 主要な販売先については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたり、経営者は、決算日における資産及び負債の報告金額、偶発資産及び負債の開示、報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える様な見積りを行う必要があります。見積りは、過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づき行っており、他の情報源からは得られない資産及び負債の帳簿価額について当社及び連結子会社の判断の基礎となっています。ただし、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることもあります。

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表作成のための重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

総資産

当連結会計年度末の総資産につきましては、営業活動による損失の計上等により480億21百万円で前連結会計年度末と比べ77億90百万円減少いたしました。

流動資産

流動資産につきましては、197億15百万円で前連結会計年度末に比べ75百万円増加いたしました。これは主に売掛金が86百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産

固定資産につきましては、283億6百万円で前連結会計年度末に比べ78億65百万円減少いたしました。これは主に減損損失の計上等により有形固定資産が40億26百万円減少したこと、ならびに繰延税金資産の取り崩し等により繰延税金資産が32億50百万円減少したことによるものであります。

流動負債

流動負債につきましては、56億51百万円で前連結会計年度末に比べ5億46百万円増加いたしました。これは主に未払消費税等が4億33百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債

固定負債につきましては、112億22百万円で前連結会計年度末に比べ18億6百万円減少いたしました。これは無担保転換社債型新株予約権付社債を発行したことにより社債が60億47百万円増加した一方、長期借入金が返済により80億円減少したこと等によるものであります。

純資産

当連結会計年度末の純資産合計は、利益剰余金の減少等により311億47百万円で前連結会計年度末と比べ65億30百万円減少いたしました。

(3) 経営成績の分析

売上高

売上高は477億21百万円で前期比プラス8.5%となりました。売上高は、度重なる新型コロナウイルスの感染再拡大の影響は引き続きあるものの、感染拡大防止対策を実施し営業を続けたことや、ワクチン接種率の向上等により、プラスとなりました。セグメント別では、レストラン事業が262億57百万円、前期比プラス8.6%、喫茶事業が212億26百万円、前期比プラス8.6%、その他事業が2億37百万円、前期比マイナス6.8%となりました。

売上原価

売上原価は107億25百万円であり、売上原価率が22.5%で前連結会計年度の22.0%と比較しやや悪化しました。これは、緊急事態宣言下の営業における食材処分増、ならびに1月以降の物流コストの上昇等によるものであります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は405億74百万円であり、売上販管比率が85.0%で前連結会計年度の87.1%と比較し、2.1ポイントの良化となりました。この主な要因は、売上の増加に伴い人件費、地代家賃、減価償却費といった固定費の性質を持つ費用の売上に占める割合が減少したことによるものであります。

営業利益

上記の結果、営業損失は35億78百万円（前期営業損失40億35百万円）となりました。セグメント別では、レストラン事業 8億91百万円（前期営業損失 8億69百万円）、喫茶事業 12億65百万円（前期営業損失18億41百万円）、その他事業 98百万円（前期営業損失 1億26百万円）となりました。

営業外収益・営業外費用

営業外収益は65億38百万円で前期比57億71百万円増加いたしました。これは主に感染拡大防止協力金61億87百万円を計上したこと等によるものであります。

営業外費用は 4億88百万円で前期比 1億32百万円増加いたしました。これは主に社債発行費 2億20百万円を計上したこと等によるものであります。

経常利益

以上の結果、経常利益は24億72百万円（前期経常損失36億23百万円）となりました。

特別利益・特別損失

特別利益は 3億68百万円で前期比 7億27百万円減少いたしました。これは助成金収入が 7億26百万円減少したこと等によるものであります。

特別損失は33億29百万円で前期比35億25百万円減少いたしました。これは主に新型コロナウイルス感染症による損失が21億35百万円、減損損失が10億36百万円、それぞれ減少したこと等によるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益

法人税、住民税及び事業税は 7億58百万円で前期比13百万円減少いたしました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は47億11百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失80億60百万円）となりました。

（４）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、設備投資資金は内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを充当し、土地取得を伴う出店やM & A等、特別に多額の資金需要が発生した場合には金融機関からの借入金及びエクイティファイナンス等による調達手段を検討し対応することを基本としております。

当連結会計年度におきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー55億87百万円の獲得、投資活動によるキャッシュ・フロー 9億90百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フロー39億72百万円の支出等により当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は156億40百万円となり、前連結会計年度に比べ 6億24百万円増加いたしました。

（５）経営方針、経営戦略等又は経営上の目標の達成状況

当社グループは、企業価値を持続的に高めていくことが経営上の重要課題であると認識しています。

当連結会計年度における、計画の達成状況は以下のとおりになります。

指標	2022年 3 月期	2022年 3 月期
	実績	計画
売上高（百万円）	47,721	49,000
経常利益（百万円）	2,472	2,400
経常利益率（％）	5.2	4.9

4【経営上の重要な契約等】

1．物流に関する基本協定

当社は、当社グループチェーン店舗の食材等の調達に係る物流体制の合理化及び製造元等と当社グループ及び当社グループチェーンフランチャイジーとの仕入決済業務の簡素化を目的に1998年5月6日、伊藤忠商事株式会社とレストラン事業等に係る物流等に関する基本協定を締結しております。なお、本基本協定は2006年2月16日付覚書にて旧株式会社サンマルクより当社へ承継したものであります。

内容

仕入業務	当社の開発及び指定する食材等に関し、当社グループチェーン店舗が食材等を発注する指定仕入先として伊藤忠商事株式会社を認定する。
供給体制	伊藤忠商事株式会社は当社の指定する期日、納品状態等を厳守し、当社グループチェーン店舗に食材等を供給する。
代金決済	当社グループチェーン店舗に対し、伊藤忠商事株式会社が納品する食材等については、全て同社と当該発注店舗との間で決済する。
商品開発	商品の開発、食材等の製造元等の選定並びに業務指導及び当該製造元等から伊藤忠商事株式会社への納品価格交渉については当社が行い、当社グループチェーン店舗への納品価格は当社及び伊藤忠商事株式会社との協議により決定する。
情報管理	伊藤忠商事株式会社は当社グループチェーン店舗との受発注及び在庫状況を管理するため、当社情報管理システムを使用する。
ソフトウェアの使用料等	伊藤忠商事株式会社は当社情報管理システムの使用及び当社の行う商品開発、製造元等への業務指導の対価として、予め取り決める条件に従い所定額を当社に支払う。
協定期限	1998年5月6日より1年間、ただし、自動更新条項がある。

2．子会社において締結の経営上の重要な契約等

(1) 株式会社サンマルク

フランチャイズ契約

株式会社サンマルクはレストラン展開を図るため、フランチャイジーと下記内容の「サンマルクレストランシステムフランチャイズ契約」を締結しております。

内容	株式会社サンマルクは、フランチャイジーに対し、一定の場所で株式会社サンマルクが開発したサンマルクレストランチェーンシステムの運営、商品の調理加工、その他の経営管理ノウハウ、商標、サービスマーク、その他の標章を使用して、株式会社サンマルクが指定する商品を顧客に提供し販売する権利を与えると共に、店舗の基本設計、商品供給、店舗運営等店舗の営業につき、指導援助を行う。
契約期間	契約締結の日又は契約効力発生の日より8年間。但し、延長条項がある。
契約条件	加盟金 1店舗につき10,000千円 但し、2店舗目以降は1店舗につき5,000千円 ロイヤリティ 売上高に対する5%相当額

(2) 株式会社函館市場

フランチャイズ契約

株式会社函館市場は回転ずしの展開を図るため、フランチャイジーと下記内容の「すし処函館市場チェーンシステムフランチャイズ契約」を締結しております。

内容	株式会社函館市場は、フランチャイジーに対し、一定の場所で株式会社函館市場が開発したすし処函館市場チェーンシステムの運営、商品の調理加工、その他の経営管理ノウハウ、商標、サービスマーク、その他の標章を使用して、株式会社函館市場が指定する商品を顧客に提供し販売する権利を与えると共に、店舗の基本設計、商品供給、店舗運営等店舗の営業につき、指導援助を行う。
契約期間	契約締結の日より8年間。但し、延長条項がある。
契約条件	加盟金 1店舗につき10,000千円 但し、2店舗目以降は1店舗につき5,000千円 ロイヤリティ 売上総利益に対する8%相当額（但し、売上高の4.5%を下限とする）

(3) 株式会社サンマルクカフェ

フランチャイズ契約

コーヒーショップ「サンマルクカフェ」

株式会社サンマルクカフェはコーヒーショップの展開を図るため、フランチャイジー候補者と下記内容の「サンマルクカフェフランチャイズ出店権利契約」及びフランチャイジーと下記内容の「サンマルクカフェフランチャイズ契約」を締結しております。

フランチャイズ出店権利契約

ライセンス 1 契約につき 1 店舗の出店権利契約。
但し、締結後 1 年以内に店舗建築工事を着工しないときには出店の権利を喪失する。

出店権利金 1 店舗につき1,000千円

フランチャイズ契約（本契約）

ライセンス 株式会社サンマルクカフェの指定する商品を販売するために、当社の所有する商標等を使用する権利を与える。

契約期間 契約締結の日より 8 年間。但し、延長条項がある。

加盟金 1 店舗につき4,000千円

ロイヤリティー 売上高に対する 5 %相当額

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、直営店としてサンマルクカフェ4店舗、生麺専門鎌倉パスタ4店舗、ベーカリーレストラン・サンマルク2店舗、神戸元町ドリア等8店舗などの新店及びその他改装等に伴う建物設備、構築物等総額1,146,417千円を実施しております。

セグメント別設備投資は以下のとおりであります。

レストラン	824,725千円
喫茶	316,560千円
その他	5,131千円
合 計	1,146,417千円

なお、上記の他に、当社の事業統括管理等に係る設備投資42,742千円があります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は、当事業年度末には本社事務所の土地・建物、実験業態店舗の奥出雲玄米食堂井上3店舗、ザ・シーズン1店舗、天清1店舗、貸店舗25店舗等を有しております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメント	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物及び構築物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (岡山市北区)	全社(共通)	618,713	826,930 (7,251.13)	191,466	1,637,111	58 [30]
実験業態店舗5店舗 (埼玉県越谷市他)	その他	0	-	30,155	30,155	9 [32]
賃貸店舗25店舗等 (岡山市北区他)	全社(共通)	271,521	1,407,475 (3,587.20) [5,030.20]	101,863	1,780,860	- -

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び構築物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)サンマルク	ベーカリーレストラン・サンマルク 岡山大元店他 43店舗 (岡山市北区他)	レストラン	店舗	772,181	395,085 (1,698.36) [5,563.63]	56,910	1,224,177	60 [317]
(株)函館市場	すし処函館市場 岡山新屋敷店他 4店舗 (岡山市北区他)	レストラン	店舗	141,809	- - [7,157.82]	5,547	147,356	9 [38]
(株)バケット	ベーカリーレストラン・バケット ヨドバシ梅田店 他 90店舗 (大阪市北区他)	レストラン	店舗	674,111	- - -	30,218	704,329	87 [690]
(株)鎌倉パスタ	生麺専門鎌倉パスタ 岡山辰巳店他 198店舗 (岡山市北区他)	レストラン	店舗	3,207,368	- - [11,304.70]	213,861	3,421,230	225 [1,583]
(株)サンマルク グリル	神戸元町ドリアル ミネ池袋店他 57店舗 (東京都豊島区 他)	レストラン	店舗	1,054,195	- - -	96,410	1,150,606	76 [384]
(株)サンマルク カフェ	サンマルクカフェ 渋谷井の頭通店 他 343店舗 (東京都渋谷区 他)	喫茶	店舗	4,842,932	1,018,736 (4,223.73) -	304,840	6,166,509	200 [2,000]
(株)倉式珈琲	倉式珈琲店 青江店他 61店舗 (岡山市北区他)	喫茶	店舗	1,056,054	- - -	73,524	1,129,579	75 [480]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェア、長期前払費用、建設協力金であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 土地の面積で [] 内は賃借中のもの(共用面積を含む)であり、外書で表示しております。

3. 従業員数は、就業人員であり、パートタイマーは年間の平均人員(1日8時間換算による平均人数)を [] 外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)サンマルク	ベーカリーレストラン・サンマルク2店舗他改装	レストラン	建物、内装、設備、構築物	85,170	-	自己資金及び(株)サンマルクホールディングスからの借入	2022年 7月	2023年 3月	2店舗新設
(株)函館市場	函館市場1店舗他改装	レストラン	建物、内装、設備、構築物	47,940	-	自己資金	2023年 1月	2023年 3月	1店舗新設
(株)バケット	ベーカリーレストラン・バケット1店舗他改装	レストラン	建物、内装、設備、構築物	87,884	-	自己資金	2023年 1月	2023年 3月	1店舗新設
(株)鎌倉パスタ	鎌倉パスタ6店舗他改装	レストラン	建物、内装、設備、構築物	184,366	-	自己資金	2022年 10月	2023年 3月	6店舗新設
(株)サンマルクグリル	神戸元町ドリア6店舗他改装	レストラン	建物、内装、設備、構築物	239,148	-	自己資金	2022年 6月	2023年 3月	6店舗新設
(株)サンマルクカフェ	サンマルクカフェ9店舗他改装	喫茶	建物、内装、設備、構築物	334,667	-	自己資金	2022年 4月	2023年 3月	9店舗新設

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普 通 株 式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種 類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	22,777,370	22,777,370	東京証券取引所 市場第一部(事業年度 末現在) プライム市場(提出日 現在)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	22,777,370	22,777,370	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権および新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年5月20日
新株予約権の数(個)	5,716
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 571,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,662 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年6月15日 至 2026年6月12日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	-

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1)行使価額の修正基準

2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な行使価額(「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(2) に定義する。以下同じ。)を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

(2)行使価額の修正頻度

3回(2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日に修正されることがある。)

(3)行使価額の下限等

「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2)に従い修正される行使価額の下限は、1,280円とする(但し、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)乃至に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

(4)割当株式数の上限

本新株予約権の目的である株式の総数は571,600株(2021年5月20日現在の発行済株式総数に対する割合は2.51%)、割当株式数は100株で確定している。但し、「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に記載のとおり、調整されることがある。

(5)繰上償還条項等

本新株予約権は、「7.自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従い、全部取得されることがある。

(6)本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

本項第(3)号に記載の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、748,453,040円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式571,600株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。

(2)当社が「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)()、()、及び並びにによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)()ホ、()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3.新株予約権の行使時の払込金額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)行使価額

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,662円とする。なお、行使価額は又は次号乃至に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日(修正日)まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」とは、1,280円をいう(但し、次号乃至に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

(3)行使価額の調整

行使価額の調整

- () 当社は、本新株予約権の発行後、() に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- () 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（() に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}}{\text{1株当たりの特別配当時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ロ 「特別配当」とは、2026年6月12日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2026年6月12日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に62を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額。）を超える場合における当該超過額をいう。
- ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ()行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ()行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本号 ()ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。
- ()新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本号 ()、本号 ()又は本号 に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ()行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

当社は、当社が本新株予約権の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本号 ()の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本号 ()の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本号 において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が1,280円を下回ることとなる場合には、1,280円とする。）に調整される。但し、本号 による行使価額の調整は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

本号 により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- () () 及び () の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、() 及び () にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本号 () ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

本号 ()、() 及び のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

本号 ()、() 及び の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- () 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

- () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

前号 により行使価額の修正を行う場合、又は本号 乃至 により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権者は、2021年6月15日から2026年6月12日（但し、「7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。なお、引受人は、2021年6月15日から2022年6月15日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとするが、これにかかわらず、当社の2022年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続で損失となった場合、当社の2022年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、当社と引受人との間で、2021年5月20日付で締結した本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」という。）に定める前提条件がクローリング日において満たされていないことが判明した場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合、又は当社が引受人の本新株予約権を行使することに合意した場合には、引受人は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日
 - (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」(1)記載の株式の数で除した額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要である。
7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,940円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (2) 当社が発行する株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、引受人は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとする。
「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、(i) 当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii) 当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii) 上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

- (3)本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が修正又は調整された場合には、当該修正又は調整後の行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、本新株予約権の割当日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、引受人は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとする。
8. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし。
9. 当該行使価額修正条項付新株予約権社債券等に表示された権利の行使に関する事項について引受人との間で締結した取決めの内容
本引受契約において、「7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に記載のとおり合意している。
10. 当社の株券の売買について引受人との間で締結した取決めの内容
該当事項なし。
11. 当社の株券の貸借に関する事項について引受人と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
該当事項なし。
12. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2021年5月20日
新株予約権の数(個)	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,163,700 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,662 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年6月15日 至 2026年6月12日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,662 資本組入額 831 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	6,047,451 [6,047,451]

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(2) に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

修正の頻度

3回(2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日に修正されることがある。)

(3) 転換価額の下限等

「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(2) に従い修正される転換価額の下限は、1,280円とする(但し、「3. 新株予約権の行使時の払込金額」(3) 乃至 に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(4) 繰上償還条項等

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- () 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2) に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

- ()() 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3) ()、()、()及び に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)乃至 に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ) に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ) に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ) 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ) の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ) に基づく通知が行われた場合には、本号(イ) の手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目を降30銀行

営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ)社債権者の選択による繰上償還

支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合

社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2023年6月14日(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(以下に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2022年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2022年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(5)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権の行使請求の方法

- ()本新株予約権の行使請求は、本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ()振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。

本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に

関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

引受人は、2021年6月15日から2022年12月15日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとする。

かかる規定にかかわらず、引受人は、以下のいずれかの事由が発生した場合、本新株予約権を行使できるものとする。

- () 当社の2022年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続で損失となった場合
- () 当社の2022年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合
- () 当社と引受人との間で、2021年5月20日付で締結した本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」という。）に定める前提条件がクローリング日において満たされていなかったことが判明した場合
- () 当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合
- () 当社が引受人の本新株予約権を行使することに合意した場合

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,662円とする。なお、転換価額は本号及び(3)乃至に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

2021年12月14日、2022年12月14日及び2023年12月14日（修正日）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、1,280円とする（但し、次号乃至に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

- () 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号（ ）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当たりの発行} \\ \text{処分株式数} \times \quad \text{又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- () 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（本号（ ）に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ニの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ニにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

特別配当による転換価額の調整

() 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記()に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金122,448,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

()

イ 「特別配当」とは、2026年6月12日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合に

は、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金122,448,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2026年6月12日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額(金122,448,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数に62を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議のうえ合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

- 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

転換価格調整式の計算

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、本号()ホの場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号()又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- () 本新株予約権付社債の発行後、()に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(()ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、()ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、()において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後転換価額が1,280円を下回ることとなる場合には、1,280円とする。)に調整される。但し、本号による転換価額の調整は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- ()()により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)
調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 二 ()イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、()イ及びロにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本号 ()ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

本号 ()、()及び()のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

本号 ()、()及び()の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ()株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第(2)号 により転換価額の修正を行う場合、又は本号 乃至 により転換価額の調整を行うとき（下限転換価額が調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権者は、2021年6月15日から2026年6月12日（第1項第(4)号(イ)乃至並びに同(ロ)乃至 に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、第1項第(4)号(イ) に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予

約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2)と同様の修正及び「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3)乃至と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「4.新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、「4.新株予約権の行使期間」に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

- (8)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9)組織再編行為が生じた場合
本項に準じて決定する。
- (10)その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。
8. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし。
9. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について引受人との間で締結した取決めの内容
本引受契約において、「1.(5)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容」に記載のとおり合意している。
10. 当社の株券の売買について引受人との間で締結した取決めの内容
該当事項なし。
11. 当社の株券の貸借に関する事項について引受人と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
該当事項なし。
12. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年4月1日 (注)	11,388,685	22,777,370	-	1,731,177	-	14,355,565

(注) 2015年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	32	243	76	48	55,572	55,989	-
所有株式数(単元)	-	30,699	7,707	19,598	13,802	59	155,237	227,102	67,170
所有株式数の割合(%)	-	13.52	3.39	8.63	6.08	0.03	68.35	100.00	-

(注) 1. 自己株式2,046,694株は、「個人その他」に20,466単元及び「単元未満株式の状況」に94株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3単元及び4株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
片山 智恵美	岡山市南区	4,225	20.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,931	9.32
株式会社クレオ	岡山市南区東畦155-18	1,030	4.97
株式会社中国銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	岡山市北区丸の内1丁目15番20号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	485	2.34
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	480	2.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	282	1.36
公益財団法人サンマルク財団	岡山市北区平田173番地104	230	1.11
中川 佳子	京都府福知山市	200	0.97
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	161	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	157	0.76
計	-	9,186	44.31

(注) 1. 議決権行使基準日現在における信託銀行の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2. 上記のほか、自己株式が2,046千株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,046,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,663,600	206,636	-
単元未満株式	普通株式 67,170	-	-
発行済株式総数	22,777,370	-	-
総株主の議決権	-	206,636	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義株式4株、自己保有株式94株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サンマルクホールディングス	岡山市北区平田173番地104	2,046,600	-	2,046,600	8.99
計	-	2,046,600	-	2,046,600	8.99

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月4日)での決議状況 (取得期間 2022年2月7日~2022年3月31日)	400,000	650,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	400,000	614,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月16日)での決議状況 (取得期間 2022年2月17日)	200,000	324,400,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	200,000	324,400,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	232	364,894
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	27,900	44,640,000	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	10	14,110	-	-
保有自己株式数	2,046,694	-	2,046,694	-

(注) 当期間における株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、当社グループの経営成績の動向及び配当性向等を総合的に勘案した上で、株主に対し利益成長に応じた安定的な配当を継続しつつ、今後のグループ内における事業拡充による将来の利益貢献を図るため内部留保の充実に努めることを基本方針としております。また当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、これをベースに今後の当社グループの利益成長等を勘案し、中期的な連結ベースの配当性向の水準として35%を目標としつつ、D O E(純資産配当率)等の要素も加味しながら決定することとしております。当期の配当につきましては、1株につき22円の間配当金を実施し、期末配当金は1株につき22円を予定し、年間44円の配当を予定しております。次期の配当につきましては、当期の実績予定をベースに44円を予想しておりますが、実績状況を勘案した配当を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、グループ内直営方式による新規出店・改装等に係る事業投資を中心に活用してまいり所存でございます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度における剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)
2021年11月11日 取締役会決議	469,276	22.00
2022年6月23日 定時株主総会決議	456,074	22.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、外食事業を手がけるサンマルクグループの持株会社として機能することを目的に、2006年1月1日、旧株式会社サンマルクとの株式交換によって第一段階としての持株会社体制に移行いたしました。さらに第二段階として、2006年3月1日付の会社分割により、業態や機能に従って再編し、グループ内に共通する管理機能、店舗開発機能、業態・商品開発機能、教育機能等を有する持株会社である当社の下に、ベーカリーレストラン事業、カフェ事業、回転ずし事業等の業態別子会社を有するグループ管理体制を構築いたしました。これにより、当社グループ内における最適な機能の分権と集権を実現する方針です。

当社グループは、外食業における業態開発業を重要なコア業務の一部と位置づけており、単業態でなく、多業態による継続的な全国展開を実現することをめざしております。多業態運営によって、事業リスク分散を図り、業容の拡充とともにグループトータルの安定成長を確保することに主眼を置いております。当社グループの主力業態別に分社化することによって、より細かい単位での各々の業態カテゴリーにおいて、業務執行に係る責任権限の明確化、独自性及び収益性を高めることを目的としております。

当該経営管理体制のもと、当社グループとして、経営上のスピーディな意思決定を図りつつ、経営管理機能、グループ統括管理機能等を有効に働かせることができるよう、組織の編成及び運用に努めるとともに、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理強化を重要視してグループ経営にあたることを基本方針としております。これにより、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーからの支持と信頼の確立をめざし、企業グループ価値向上のための土台を築いていく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

イ．会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、9名の取締役で構成され、うち3名は社外取締役であります。取締役会の構成員の氏名は、後記(2)「役員状況」役員一覧に記載しております。

当社は監査役制度を採用しております。本報告書提出日現在においては、監査役4名のうち3名が社外監査役として客観性、中立性を確保し、業務執行状況を監査できる体制を整えており、経営監視の実効性の観点からも十分に機能しているものと判断しております。また取締役の経営状況に関する適法性、妥当性の監視機能を多面的に高めるため、経営面、法務面、会計面のそれぞれの分野に精通した監査役4名を選任しております。

当社は社外監査役を中心とした独立性、公正性を確保する監査体制のもとで経営監視の有効性及び効率性を高めることとしております。

当社は、取締役会の構成や取締役の指名・報酬などに関する手続きの客観性・独立性・透明性を高めることにより、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

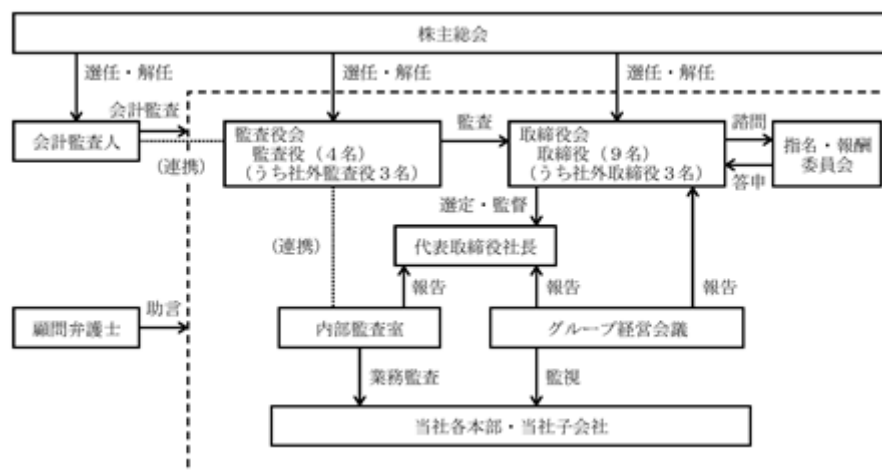
指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成いたします。ただし、委員の半数以上は独立社外取締役とし、委員長は取締役会の決議により、独立社外取締役から選定いたします。

指名・報酬委員会は、取締役会の構成、取締役候補者の選定、代表取締役および役付取締役の選定・解職、取締役の報酬制度、および取締役の報酬水準・構成に関する事項、その他取締役会が必要と認める事項を審議し、その結果を取締役に答申いたします。

また、当社では、法定の機関設計以外にも、全社的なグループのめざす方向性を束ねつつ、リスク管理の精度を上げるため、当社役員及び当社子会社取締役で編成されるグループ経営会議を設置しております。経営上の課題事項に対する対策、各種リスクの洗い出しを行い、当社各本部及び当社子会社を監視し、必要な対策を講じ、経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努めております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制の仕組みについては、以下のとおりであります。



(b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社では監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。監査役会の構成員の氏名は、後記(2)「役員の状況」 役員一覧に記載しております。

なお、当社は監査役4名のうち3名を社外監査役として選任しております。また、うち2名は、弁護士、公認会計士・税理士等専門性の高い知識と豊富な経験を有しており、取締役会及び経営陣に対して積極的に適時必要な意見を述べております。

企業統治に関するその他の事項

当社では、「内部統制システムに関わる基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

(a) 内部統制システムの整備の状況

(基本的な考え方)

当社は、外食事業を展開する上での必要なインフラ機能(業態・商品開発機能、店舗開発機能、教育機能、管理機能等)を保有する持株会社であり、グループ内の事業子会社は、保有する既存の業態(既存店)の運営にできるだけ専念できる環境をつくるなどグループ内の機能設計を行っております。したがって、当社はグループ内の情報の集約と改善または徹底すべきもののフィードバックをスピーディに行えるよう、グループ内の戦略立案とともにコントロール機能を有し、経営資源を最適配分する役割を担っております。グループ内に影響を及ぼす可能性のある重要事項や内在するリスクを早期に見出して吸い上げる仕組みを構築し、職務の執行が法令及び定款に適合しているかを確認のうえ、コンプライアンス重視の観点から適切に対応できる内部統制システムの整備の推進に努めております。

(整備状況)

当社では、毎月の定例取締役会において、当社及び当社グループの月次経営成績報告とともに、経営に関する重要課題を報告、検討または審議しております。当社は2006年3月1日付にてグループ内の会社分割により最終型の持株会社体制を構築いたしました。営業面、金銭管理面、人事労務面の管理強化を図ることを目的に当社の事業子会社の取締役のうち3名は、当社の取締役及び各セクションの担当管理者が社外的立場における取締役として兼任しており、事業会社の業務上の問題点を場合によっては当社グループ全体の課題事項として、よりスピーディに認識し、対策を打てるような体制を構築しております。また、監査役についても当社の取締役及び管理職が兼任することとしており、当該監査役は、各事業子会社の抱えるリスクを注視し、毎月定例の各社取締役会へ出席し、取締役の業務執行状況、稟議決裁状況のチェックや個別案件にて適時報告を求めるなどグループ内の横断的な監視役としての立場からも確認・助言等を行っております。また、当社事業子会社につきましては、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定した上で、適切な権限を委譲しておりますが、当該各社の中期経営計画策定にあたってはコンプライアンス重視を念頭に置いたアクションプランを徹底しております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当社は、当社グループの健全な経営活動を推進するために、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に屈しない管理体制を構築し、不当要求があった場合は、外部専門機関と緊密に連携しながらコンプライアンスの遵守及び企業防衛の観点より反社会的勢力との関係を遮断すべく努めてまいります。

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター(以下、暴追センターという)に賛助会員として加入し、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項」に規定する同法人が主催する責任者講習を受講した者を当社管理本部内に1名選任し、対応窓口の責任者としております。

2) 外部の専門機関との連携状況

当社グループ内で反社会的勢力に関する問題事例が発生した場合は、当社管理本部に当該情報が集約される仕組みを構築しており、暴追センター及び顧問弁護士と連携してスピーディかつ適切な対応が図れる体制に努めております。また、暴追センターよりメールにて定期的送信される情報及び定期講習の情報を集約し、その必要な内容について役職員に周知徹底しております。

(b) リスク管理体制の整備の状況

・当社取締役会は、当社グループ会社を含む最高の意思決定機関であり、グループ会社全体の経営成績の動向をはじめ、事業子会社を含む業務執行状況を横断的に監督する機能を有しており、毎月1回、各事業子会社のすべての取締役会終了後に開催しております。

・コンプライアンスの強化を目的に社外の法律事務所の弁護士と顧問契約を締結し、適時、指導・アドバイス等を受ける体制を設けております。

・内部統制を有効に働かせるため、内部監査室（１名）、監査役（４名）は会社の執行状況等につき、監査法人と定期的な情報交換を行い、適正な経営マネジメントに反映させるよう努めております。

・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び当社事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置（毎月開催）し、経営上の課題事項に対する対策の策定などの他、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び当社事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努めております。

(c) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の取締役及び社員が子会社の監査役及び取締役として就任し、業務の適正化を図っております。加えて、当社の社外取締役、監査役につきましても、子会社の取締役会に出席し、経営成績、財政状態その他の経営情報、重要事項等について、定期的かつ継続的に報告を受け、業務上の問題点を適時に把握できる体制を構築しております。また、当社の監査役が、定期的に子会社の社長へのヒアリングを実施し、監査を行うことで業務の適正を確保しております。

(d) 取締役及び監査役の責任免除

該当事項はありません。

(e) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(f) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約による保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(g) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(h) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(i) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

(j) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 12名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	藤川 祐樹	1988年12月18日生	2011年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社入社 2019年4月 当社入社 管理本部IR担当部長 2019年12月 当社執行役員社長室(現経営企画室)副室長 2020年6月 当社取締役社長室(現経営企画室)長 2022年1月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	4,085
取締役 人材開発、リスク・ コンプライアンス担当	難波 篤	1978年9月9日生	2007年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2012年6月 当社入社 2013年4月 当社管理本部広報IR担当マネージャー 2013年9月 公認会計士登録(現在) 2017年4月 当社管理本部管理部長 2018年4月 当社執行役員管理本部管理部長 2018年8月 当社執行役員管理本部管理部長 2020年6月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社取締役人材開発、リスク・コンプライアンス担当(現任)	(注)4	10,685
取締役 商品本部長	飯田 隆文	1967年6月29日生	1985年4月 サイト工業株式会社入社 2003年5月 株式会社マグナ入社 2009年4月 当社入社 2012年4月 当社商品第2部長 2017年4月 当社執行役員商品第2部長 2019年12月 当社執行役員SSC本部(現商品本部)副本部長 2020年6月 当社取締役SSC本部(現商品本部)長(現任)	(注)4	3,200
取締役 店舗開発本部長	一杉 博文	1970年3月11日生	1992年4月 株式会社スペース入社 2015年3月 当社入社 2015年4月 当社店舗開発本部設計担当マネージャー 2018年4月 当社店舗開発本部設計担当部長 2019年12月 当社執行役員店舗開発本部副本部長 2020年6月 当社取締役店舗開発本部長(現任)	(注)4	3,500
取締役 情報システム本部長	下司 貴永	1964年12月10日生	1989年4月 日本エクスラン工業株式会社入社 2001年9月 株式会社シンフォーム入社 2011年12月 当社入社 執行役員SSC本部(現商品本部)情報システム部長 2020年4月 当社執行役員情報システム本部長 2020年6月 当社取締役情報システム本部長(現任)	(注)4	4,242
取締役 管理本部長	岡村 淳弘	1976年11月8日生	2004年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2008年5月 公認会計士登録(現在) 2013年9月 当社入社 管理本部財務担当マネージャー 2017年4月 当社管理本部部長 兼 財務担当 兼 IR担当 2019年12月 当社執行役員管理本部副本部長 2020年6月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)4	5,385

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	中川 雅文	1974年2月22日生	1996年4月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録(現在) 2007年7月 京都監査法人(現PwC京都監査法人)入所 2009年6月 京都監査法人(現PwC京都監査法人)パートナー就任 2011年7月 中川公認会計士事務所代表就任(現在) 2011年9月 税理士登録(現在) 2014年6月 当社取締役(現任) 2015年6月 はるやま商事株式会社(現株式会社はるやまホールディングス)監査役(現任)	(注)4	3,590
取締役	渡辺 勝志	1965年8月29日生	1995年4月 岡山弁護士会に弁護士登録(現在) 1995年4月 山下一盛法律事務所入所 1998年4月 渡辺勝志法律事務所所長(現在) 2007年4月 岡山弁護士会副会長 2009年12月 岡山市教育委員会委員 2012年9月 岡山市教育委員会委員長 2017年6月 当社取締役(現任)	(注)4	278
取締役	北川 真也	1978年4月15日生	2003年4月 北川正恭事務所入所 2008年10月 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ社長室経営企画特命プロジェクトリーダー 2017年4月 同社ホームタウン推進(法人)部長 2018年2月 同社取締役ホームタウン推進(法人)部長 2018年3月 同社取締役社長 2019年2月 同社代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	北島 久	1948年2月9日生	1971年4月 株式会社阿波銀行入行 1995年6月 同行岡山支店長 1997年6月 同行資金証券部長 2000年8月 同行リスク管理部長 2004年4月 国立大学法人徳島大学理事・副学長 2010年6月 当社常勤監査役 2012年6月 当社監査役 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	5,449
常勤監査役	富樫 司	1956年10月17日生	1980年4月 株式会社マルエツ入社 1981年9月 新谷製菓株式会社入社 1989年3月 株式会社大元サンマルク入社 1991年9月 株式会社サンマルク取締役総務部長就任 1996年4月 同社取締役店舗運営本部長就任 2002年6月 同社常務取締役営業本部長就任 2007年4月 同社代表取締役社長就任 2020年4月 当社執行役員事業会社担当 2020年6月 当社取締役事業会社担当 2020年10月 当社事業開発本部長 2022年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)6	41,010
監査役	福原 一義	1949年9月27日生	1977年3月 公認会計士登録(現在) 1984年12月 税理士登録(現在) 1989年6月 株式会社ウエスコ(現株式会社ウエスコホールディングス)監査役 2001年11月 福原一義公認会計士事務所所長(現在) 2004年6月 株式会社サンマルク監査役 2005年11月 当社監査役(現任) 2014年10月 株式会社ウエスコホールディングス取締役(現任)	(注)6	-
監査役	木村 美樹	1979年6月21日生	2004年10月 大阪弁護士会に弁護士登録(現在) 2004年10月 岡田春夫総合法律事務所入所(現在) 2012年7月 ニューヨーク州弁護士登録(現在) 2018年3月 株式会社ニチリン監査役 2021年3月 株式会社ニチリン取締役(現任) 2022年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
			計		81,424

- (注) 1. 取締役中川雅文、渡辺勝志及び北川真也は、社外取締役であります。
2. 監査役北島久、福原一義及び木村美樹は、社外監査役であります。
3. 上記記載の株式会社大元サンマルクは、1990年7月株式会社サンマルクに、株式会社サンマルクは、2006年3月株式会社サンマルクカフェに商号変更しております。
4. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
5. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、経営に関する幅広い知識及び経験を有し、社外の客観的・中立的立場から監査、助言等の職務を適切に遂行し得る十分な独立性が確保できる者を選任しております。

社外取締役中川雅文氏は、公認会計士及び税理士（中川公認会計士事務所代表）であり、財務及び会計に関する豊富な専門的知識・経験等を有しており、独立した立場と外部の客観的な視点から当社の経営全般への助言をいただくために選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役渡辺勝志氏は、弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役北川真也氏は、株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。この豊富な経験と知見を当社の経営に反映し、適切な助言、監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役北島久氏は、株式会社阿波銀行及び国立大学法人徳島大学における経歴、実務経験に基づき、幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。

社外監査役福原一義氏は、公認会計士及び税理士（福原一義公認会計士事務所所長）であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。従って、会計、税務面の豊富な経験に基づく税務・会計処理等の適正性に関する監視機能を確保するために選任しております。

社外監査役木村美樹氏は、弁護士であり、法務面の豊富な経験に基づくコンプライアンスに関する監視機能を確保するために選任しております。

なお、中川雅文氏、渡辺勝志氏及び北島久氏は当社の株主であります。社外取締役及び社外監査役が保有する当社株式の状況は「役員一覧」に記載の通りです。この他に当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外取締役3名と社外監査役3名は豊かな経験と専門的知識、高い見識を有する者であり、当社とは特別の利害関係のない者であります。社外取締役及び社外監査役を招聘し、取締役会等に出席することを通じて、経営の客観性と透明性を高めることができると判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

・会計監査人による期中監査及び期末監査期間中において、当社監査役は、会計監査人との面談の機会の場をもちなく設け、会計監査人による当社の会計監査状況及びその進捗の報告を受けるとともに、監査上、必要な意見交換を実施しております。

・監査役は、内部監査部門の監査に同行し、または監査状況のヒアリングの場を設け、監査上重要性の高いものと判断される場合には、適時取締役会に報告するなど、スピーディに全社的な改善が促されるよう、必要に応じて情報交換を積極的に行い、相互の監査内容の充実に資するよう、日頃から連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、会計監査人による期中監査及び期末監査期間中において、会計監査人との面談の機会をもれなく設け、当該会計監査人による当社の会計監査状況及びその進捗の報告を受けるとともに、監査上、必要な意見交換を実施しております。社外監査役1名は、公認会計士として会計・財務の専門知識を有しております。

監査役は、内部監査部門の監査に同行し、または監査状況のヒヤリングの場を設け、監査上重要性の高いものと判断される場合には、適時、取締役会に報告するなど、スピーディに全社的な改善が促されるよう、必要に応じて情報交換を積極的に行い、相互の監査内容の充実に資するよう、日頃から連携に努めております。

監査役は、会計監査人または内部監査室との連携を効果的に行い、監査役会への監査事項等の報告において当該連携によって得られた内容も含め報告しております。また、監査役は主に当社管理部門との面談により、法令または定款に適合した会社運営が行われているかを確認するとともに、当社は問題点、課題事項をピックアップし、対策を講じるなど、適時監査役より助言を得ております。

監査役監査と内部監査に、会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、定期的な会合等により連携しながら、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

当事業年度において監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北島 久	14	14
江郷知己	14	13
石井辰彦	14	14
福原一義	14	14

監査役会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- a. 中期経営計画に関する遂行状況
- b. 内部統制システムの構築および運用状況
- c. 会計監査人の監査の実施状況および職務の執行状況

監査役の主な活動は、以下のとおりであります。

- a. 取締役会その他の重要な会議への出席
- b. 取締役および関係部門から営業の報告、その他必要事項の聴取
- c. 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
- d. 本社および主要な事業所の業務および財産状況の調査
- e. 取締役の法令制限事項（競合避止・利益相反取引等）の調査
- f. 事業会社取締役会への出席および営業の報告、その他必要事項の聴取
- g. 内部統制システムの有効性を確認するため、内部監査部の監査結果の聴取、または意見交換の実施
- h. 会計監査人との連携を図り、監査方法の妥当性の確認と評価

内部監査の状況

当社は内部監査室に専任者1名を置き、内部監査規程に基づき、主力部門、店舗等を対象とした年間の監査計画書を策定し、監査終了後、代表取締役への報告を行うとともに、被監査部門からは改善計画書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか適時フォローアップする体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

P w C 京都監査法人

b. 継続監査期間

1993年4月以降

c. 業務を執行した公認会計士

鍵 圭一郎

浦上 卓也

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の人数は、14名であり、その構成は、公認会計士4名、会計士試験合格者等2名、その他補助者8名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適切性等を具備していることを勘案した結果、適任と判断し選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会において「会計監査人の解任または不再任の決定方針」を定め、現任の会計監査人の監査活動実績、次期監査計画及び監査チーム編成の適切性・妥当性を評価し、会計監査人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	47,000	-	35,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	47,000	-	35,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(P w C)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬につきましては、会計監査人の独立性を損なわない監査体制の保持を前提に、監査日数、当社の規模・事業の特質性等の要素を勘案しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の取締役の固定報酬の限度額は2016年6月28日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を4億5千万円以内と決議いただいております。また、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において前記報酬等の限度額の範囲内で年額80百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を3万株と決議いただいております。監査役の固定報酬の限度額は2005年11月24日開催の臨時株主総会において月間報酬総額の上限を3,300千円以内と決議いただいております。

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

なお、提出会社の取締役（社外取締役を除く）が当事業年度に受けている報酬等は、基本報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成しており、社外取締役及び監査役については、固定報酬のみであります。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年6月24日開催の取締役会においてこれを改定しております。2021年2月15日開催の取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は2021年6月24日開催の定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役及び監査役を除く、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠と別に対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しており、本制度の概要等については、以下のとおりであります。

（本制度の概要等）

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬額の範囲内で年額80百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役の退任時までとしております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

(1)対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分行為をしてはならないこと

(2)一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	譲渡制限付株式 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	171,588	152,028	19,560	19,560	7
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	30,480	30,480	-	-	6

- (注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
2. 当社は、役員退職慰労金制度につきましては導入しておりません。
3. 当社の取締役報酬につきましては、過去の経験・実績を基に総合的に勘案して取締役会にて決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的で保有する投資株式は、主に短期間の株価の変動によって利益を享受することを目的として保有するものとし、純投資目的以外の目的で保有する株式は、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から、安定的な関係の構築が可能であり、当社グループの企業価値の向上に資するものとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
保有している純投資目的以外の目的で保有する株式については、新規保有時と同様に資本コストに見合うリターンやリスクとなっているかを定期的に精査、検証し、保有継続の是非を判断することとしております。保有株式の評価については、定例の取締役会にて報告しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	5,000
非上場株式以外の株式	3	63,318

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)中国銀行	68,400	68,400	事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から、安定的な関係の構築が可能であり、当社グループの企業価値の向上に資するため保有しております。定期的に取り締役会で、保有目的が適切か、保有目的に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、保有の適否を判断することとしています。	有
	59,850	63,954		
(株)阿波銀行	1,400	1,400	事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から、安定的な関係の構築が可能であり、当社グループの企業価値の向上に資するため保有しております。定期的に取り締役会で、保有目的が適切か、保有目的に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、保有の適否を判断することとしています。	有
	3,039	3,488		
イオンモール(株)	264	264	事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から、安定的な関係の構築が可能であり、当社グループの企業価値の向上に資するため保有しております。定期的に取り締役会で、保有目的が適切か、保有目的に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、保有の適否を判断することとしています。	無
	429	508		

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,015,996	15,640,081
売掛金	3,422,767	3,509,740
原材料及び貯蔵品	316,358	316,732
関係会社短期貸付金	-	355,000
その他	901,015	265,176
貸倒引当金	16,411	371,420
流動資産合計	19,639,726	19,715,310
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 16,094,781	1 12,638,888
工具、器具及び備品(純額)	1 944,524	1 607,223
土地	3,894,354	3,648,228
建設仮勘定	10,734	23,763
有形固定資産合計	20,944,394	16,918,103
無形固定資産		
ソフトウェア	145,347	108,796
その他	32,184	31,540
無形固定資産合計	177,532	140,336
投資その他の資産		
投資有価証券	2 896,039	2 817,210
関係会社長期貸付金	260,000	-
繰延税金資産	4,815,837	1,565,193
敷金及び保証金	8,883,750	8,513,537
その他	455,127	352,647
貸倒引当金	260,752	738
投資その他の資産合計	15,050,002	11,247,850
固定資産合計	36,171,928	28,306,290
資産合計	55,811,655	48,021,601

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,778,203	1,715,522
未払金	2,369,855	2,516,325
未払法人税等	530,465	551,827
賞与引当金	83,327	79,687
資産除去債務	69,624	29,595
未払消費税等	16,314	449,846
その他	257,046	308,932
流動負債合計	5,104,838	5,651,738
固定負債		
社債	-	6,047,451
長期借入金	8,000,000	-
長期末払金	18,441	-
退職給付に係る負債	253,885	274,284
資産除去債務	4,505,435	4,448,108
繰延税金負債	126,254	338,567
その他	124,749	113,661
固定負債合計	13,028,766	11,222,074
負債合計	18,133,605	16,873,813
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,731,177	1,731,177
資本剰余金	3,038,999	3,038,800
利益剰余金	36,480,336	30,807,704
自己株式	3,579,108	4,450,122
株主資本合計	37,671,404	31,127,559
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,644	3,423
その他の包括利益累計額合計	6,644	3,423
新株予約権	-	16,805
純資産合計	37,678,049	31,147,787
負債純資産合計	55,811,655	48,021,601

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	43,987,362	47,721,642
売上原価	9,692,490	10,725,832
売上総利益	34,294,872	36,995,810
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	947,000	918,769
貸倒引当金繰入額	1,131	5
役員報酬	283,911	314,254
給料及び賞与	15,432,812	16,574,763
賞与引当金繰入額	5,191	79,687
退職給付費用	81,650	54,752
福利厚生費	1,135,954	1,093,835
教育研修費	119,054	229,547
旅費及び交通費	494,045	561,158
通信費	133,506	123,287
水道光熱費	2,784,377	2,941,258
消耗品費	2,489,309	2,750,984
租税公課	400,799	347,986
賃借料	8,754,831	9,501,392
修繕維持費	620,760	653,770
減価償却費	2,951,791	2,391,340
その他	1,696,955	2,037,764
販売費及び一般管理費合計	38,330,821	40,574,549
営業損失()	4,035,949	3,578,738
営業外収益		
受取利息	7,891	4,019
受取配当金	1,574	1,675
受取賃貸料	198,180	235,999
債務勘定整理益	40,049	-
感染拡大防止協力金	342,996	6,187,660
その他	176,843	109,542
営業外収益合計	767,536	6,538,896
営業外費用		
支払利息	59,629	6,753
支払賃借料	164,007	204,086
社債発行費	-	220,308
その他	131,661	56,925
営業外費用合計	355,298	488,073
経常利益又は経常損失()	3,623,710	2,472,083

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益		
助成金収入	7 1,094,950	7 368,810
固定資産売却益	2 999	-
特別利益合計	1,095,950	368,810
特別損失		
固定資産売却損	3 37,820	-
固定資産除却損	4 221,596	4 170,455
減損損失	5 3,753,115	5 2,716,141
関係会社株式評価損	-	99,999
貸倒引当金繰入額	6 128,231	6 95,000
繰上返済手数料	8 45,159	8 25,019
事業整理損失引当金繰入額	9 311,400	-
新型コロナウイルス感染症による損失	10 2,358,199	10 223,032
特別損失合計	6,855,523	3,329,649
税金等調整前当期純損失()	9,383,283	488,754
法人税、住民税及び事業税	772,376	758,669
法人税等調整額	2,094,732	3,464,367
法人税等合計	1,322,355	4,223,037
当期純損失()	8,060,928	4,711,792
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	8,060,928	4,711,792

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失()	8,060,928	4,711,792
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,024	3,221
その他の包括利益合計	1,024	3,221
包括利益	8,061,952	4,715,013
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,061,952	4,715,013
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,731,177	3,038,999	45,670,330	3,578,840	46,861,667
当期変動額					
剰余金の配当			1,129,065		1,129,065
親会社株主に帰属する当期純損失()			8,060,928		8,060,928
自己株式の取得				267	267
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	9,189,994	267	9,190,262
当期末残高	1,731,177	3,038,999	36,480,336	3,579,108	37,671,404

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	7,668	7,668	46,869,335
当期変動額			
剰余金の配当			1,129,065
親会社株主に帰属する当期純損失()			8,060,928
自己株式の取得			267
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,024	1,024	1,024
当期変動額合計	1,024	1,024	9,191,286
当期末残高	6,644	6,644	37,678,049

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,731,177	3,038,999	36,480,336	3,579,108	37,671,404
当期変動額					
剰余金の配当			937,942		937,942
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			4,711,792		4,711,792
自己株式の取得				938,764	938,764
自己株式の処分		199	22,897	67,750	44,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	199	5,672,632	871,014	6,543,845
当期末残高	1,731,177	3,038,800	30,807,704	4,450,122	31,127,559

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,644	6,644	-	37,678,049
当期変動額				
剰余金の配当				937,942
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				4,711,792
自己株式の取得				938,764
自己株式の処分				44,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,221	3,221	16,805	13,584
当期変動額合計	3,221	3,221	16,805	6,530,261
当期末残高	3,423	3,423	16,805	31,147,787

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	9,383,283	488,754
減価償却費	2,951,791	2,391,340
減損損失	3,753,115	2,716,141
賞与引当金の増減額(は減少)	5,191	3,640
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,392,900	94,994
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	12,802	20,398
受取利息及び受取配当金	9,466	5,694
支払利息	59,629	6,753
助成金収入	1,094,950	368,810
繰上返済手数料	45,159	25,019
関係会社株式評価損	-	99,999
新型コロナウイルス感染症による損失	2,358,199	223,032
固定資産除却損	221,596	170,455
固定資産売却損益(は益)	36,820	-
売上債権の増減額(は増加)	645,854	86,972
棚卸資産の増減額(は増加)	20,268	183
仕入債務の増減額(は減少)	122,989	62,681
未払金の増減額(は減少)	498,857	212,569
その他	822,556	1,182,862
小計	2,615,191	6,126,830
利息及び配当金の受取額	1,582	1,682
利息の支払額	59,629	6,753
助成金の受取額	1,094,950	368,810
繰上返済手数料の支払額	45,159	25,019
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	2,089,947	198,314
法人税等の支払額	448,506	679,823
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,161,900	5,587,413
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,458,608	857,969
有形固定資産の売却による収入	231	-
無形固定資産の取得による支出	77,373	9,254
投資有価証券の取得による支出	725,000	25,000
関係会社株式の取得による支出	411,400	-
関係会社貸付けによる支出	55,000	95,000
資産除去債務の履行による支出	396,597	310,067
その他の支出	78,199	196,836
その他の収入	833,561	503,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,368,387	990,776
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000,000	-
長期借入金の返済による支出	12,000,000	8,000,000
自己株式の取得による支出	267	938,764
自己株式の処分による収入	-	14
配当金の支払額	1,128,713	937,004
新株予約権付社債の発行による収入	-	6,056,951
新株予約権の発行による収入	-	16,805
割賦債務の返済による支出	339,067	170,553
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,531,951	3,972,552
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,663	624,084
現金及び現金同等物の期首残高	15,014,333	15,015,996
現金及び現金同等物の期末残高	15,015,996	15,640,081

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社数 7社

連結子会社名

(株)サンマルク

(株)函館市場

(株)バケット

(株)鎌倉パスタ

(株)サンマルクグリル

(株)サンマルクカフェ

(株)倉式珈琲

(2) 非連結子会社の名称

(株)サンマルクイノベーションズ

SAINT MARC USA INC.

SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

(株)サンマルクイノベーションズ

SAINT MARC USA INC.

SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.

(3) 持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

当社及び連結子会社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は、主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～45年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

当社及び連結子会社は定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。さらに、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗F C加入希望者から受け取るF C加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、F C加盟金については、当該対価を契約負債（前受金）として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、F C加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

F C関連等売上

主にF C加盟者に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C加盟者へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす仮定及びそれに基づく見積りを用いておりますが、これらに基づく数字は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(1)固定資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上高が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価額から50%以上下落した場合、または退店を決定した場合に減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については、土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。当社グループでは、減損損失の認識にあたっての割引前将来キャッシュ・フローの算定については過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等、一定の見積り及び仮定に基づいております。これらの仮定及びそれに基づく見積りは、今後の市場動向等により有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性があります。なお、当社の資産グループであるレストラン事業、喫茶事業ならびにその他事業（実験態）に属する各店舗についてはいずれも市場環境や競合関係等に大きな差異が見られないことから、同一の見積り及び仮定に基づき、減損の兆候の判定、認識、ならびに測定を行っております。当連結会計年度においては、有形固定資産として169億18百万円（前連結会計年度209億44百万円）、減損損失として27億16百万円（前連結会計年度37億53百万円）を計上しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性

当社グループは繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）に基づき、当社および当社の関係会社各社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき各社を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。繰延税金資産の計上額については、每期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当連結会計年度においては、繰延税金資産として15億65百万円（前連結会計年度48億15百万円）、法人税等調整額として34億64百万円（前連結会計年度20億94百万円）を計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社グループが運営するポイント制度について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。また、他社が運営するポイント制度にかかる負担金について、従来は総額を収益として認識し、負担金を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は341,182千円減少し、販売費及び一般管理費は310,831千円減少し、営業損失及び税金等調整前当期純損失は30,350千円増加し、経常利益は30,350千円減少しております。なお、期首利益剰余金に与える影響はありません。

当連結会計年度の1株当たり純資産額は1.46円減少し、1株当たり当期純損失は1.43円増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「中途解約違約金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「中途解約違約金」に表示していた107,498千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を引き続き予見することは困難であることから、前連結会計年度と比べると回復傾向がみられるものの、当連結会計年度においても一定程度、当該影響が継続するとの仮定に基づき、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	24,291,421千円	25,632,375千円

2. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(株式)	100,000千円	0千円

3. その他のうち、契約負債の金額は、下記のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債	30,350千円

4. 偶発債務

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	999千円	-千円
計	999千円	-千円

3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	37,820千円	-千円
計	37,820千円	-千円

4. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	203,363千円	170,135千円
工具、器具及び備品	16,515千円	320千円
その他	1,718千円	-千円
計	221,596千円	170,455千円

5. 減損損失の内訳

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
レストラン事業（千葉県船橋市他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業（京都市下京区他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
その他事業（神奈川県藤沢市他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,753,115千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物3,423,465千円、工具、器具及び備品185,729千円、その他143,920千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額については、土地は固定資産税評価額を基礎に算定した価額、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
レストラン事業（東京都大田区他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業（沖縄県浦添市他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
その他事業（静岡県沼津市他）	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業（岡山県岡山市）	賃貸資産	土地
その他事業（岡山県岡山市）	賃貸資産	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗ならびに賃貸資産について、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,716,141千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物2,314,361千円、工具、器具及び備品137,276千円、土地246,126千円、その他18,377千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額については、土地は固定資産税評価額を基礎に算定した価額、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

6. 貸倒引当金繰入額の内容

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
SAINT MARC USA INC.に対する貸付金について回収不能と見込まれるため、貸倒引当金を計上しております。	株式会社サンマルクイノベーションズ及び SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対する貸付金について回収不能と見込まれるため、貸倒引当金を計上しております。

(注) 当連結会計年度の貸倒引当金繰入額の内訳は、株式会社サンマルクイノベーションズに対して80,000千円、SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対して15,000千円であります。

7. 助成金収入の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

8. 繰上返済手数料の内容

長期借入金の一部期限前返済を実施したことに伴う手数料であります。

9. 事業整理損失引当金繰入額の内容

SAINT MARC USA INC.の清算に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

10. 新型コロナウイルス感染症による損失の内容

新型コロナウイルス感染症に伴う、休業中店舗の人員費、地代家賃及び減価償却費であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,472千円	4,632千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,472	4,632
税効果額	448	1,410
その他有価証券評価差額金	1,024	3,221
その他の包括利益合計	1,024	3,221

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	22,777,370	-	-	22,777,370
合計	22,777,370	-	-	22,777,370
自己株式				
普通株式(注)	1,474,219	153	-	1,474,372
合計	1,474,219	153	-	1,474,372

(注) 普通株式の自己株式の増加153株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	660,397	31.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	468,667	22.00	2020年9月30日	2020年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	468,665	利益剰余金	22.00	2021年3月31日	2021年6月25日

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	22,777,370	-	-	22,777,370
合計	22,777,370	-	-	22,777,370
自己株式				
普通株式（注）1・2	1,474,372	600,232	27,910	2,046,694
合計	1,474,372	600,232	27,910	2,046,694

（注）1. 普通株式の自己株式の増加600,232株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加600,000株、単元未満株式の買取による増加232株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少27,910株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少27,900株、単元未満株式の売渡請求による減少10株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第8回新株予約権	普通株式	-	571,600	-	571,600	16,805
	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債	普通株式	-	4,163,700	-	4,163,700	6,047,451
合計		-	-	4,735,300	-	4,735,300	6,064,256

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	468,665	22.00	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	469,276	22.00	2021年9月30日	2021年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	456,074	利益剰余金	22.00	2022年3月31日	2022年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金勘定	15,015,996千円	15,640,081千円
現金及び現金同等物	15,015,996千円	15,640,081千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、必要に応じて金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

社債は、主に設備投資を用途として調達したものであり、利息は付されておられません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)売掛金	3,422,767	3,422,767	-
(2)投資有価証券	791,039	790,029	1,010
(3)敷金及び保証金	8,883,750	8,902,250	18,499
資産計	13,097,558	13,115,047	17,489
(1)買掛金	1,778,203	1,778,203	-
(2)未払金	2,369,855	2,369,855	-
(3)未払法人税等	530,465	530,465	-
(4)長期借入金	8,000,000	8,000,000	-
負債計	12,678,524	12,678,524	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)売掛金	3,509,740	3,509,740	-
(2)投資有価証券	763,318	761,277	2,041
(3)敷金及び保証金	8,513,537	8,478,884	34,652
資産計	12,786,597	12,749,903	36,694
(1)買掛金	1,715,522	1,715,522	-
(2)未払金	2,516,325	2,516,325	-
(3)未払法人税等	551,827	551,827	-
(4)社債	6,047,451	5,860,218	187,232
負債計	10,831,127	10,643,894	187,232

(注)1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は48,891千円であります。

(注)3. 前連結会計年度において、非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は105,000千円であります。

また、当連結会計年度において、市場価格のない株式等(非上場株式)は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は5,000千円であります。

(注)4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	15,015,996	-
売掛金	3,422,767	-
投資有価証券		
満期保有目的の債券		
国債・地方債等	-	-
社債	-	700,000
敷金及び保証金	195,755	8,687,995
合計	18,634,520	9,387,995

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	15,640,081	-
売掛金	3,509,740	-
投資有価証券		
満期保有目的の債券		
国債・地方債等	-	-
社債	-	700,000
敷金及び保証金	173,475	8,340,062
合計	19,323,297	9,040,062

(注)5.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	8,000,000	-	-	-
合計	-	-	8,000,000	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	63,318	-	-	63,318
資産計	63,318	-	-	63,318

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	3,509,740	-	3,509,740
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	697,958	-	697,958
敷金及び保証金	-	8,478,884	-	8,478,884
資産計	-	12,686,584	-	12,686,584
買掛金	-	1,715,522	-	1,715,522
未払金	-	2,516,325	-	2,516,325
未払法人税等	-	551,827	-	551,827
社債	-	5,860,218	-	5,860,218
負債計	-	10,643,894	-	10,643,894

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	700,000	698,990	1,010
	(3)その他	-	-	-
	小計	700,000	698,990	1,010
合計		700,000	698,990	1,010

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	700,000	697,958	2,041
	(3)その他	-	-	-
	小計	700,000	697,958	2,041
合計		700,000	697,958	2,041

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	64,462	54,789	9,673
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	64,462	54,789	9,673
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	3,488	3,606	117
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	23,088	25,000	1,911
	小計	26,577	28,606	2,029
	合計	91,039	83,396	7,643

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 105,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	60,279	54,789	5,489
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	60,279	54,789	5,489
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	3,039	3,606	567
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3)その他	48,891	50,000	1,108
	小計	51,931	53,606	1,675
	合計	112,210	108,396	3,814

(注)市場価格のない株式等(非上場株式)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は5,000千円であります。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	241,083千円	253,885千円
退職給付費用	40,817	39,188
退職給付の支払額	28,014	18,790
制度への拠出額	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	253,885	274,284

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 千円	- 千円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	253,885	274,284
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	253,885	274,284
退職給付に係る負債	253,885	274,284
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	253,885	274,284

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度40,817千円 当連結会計年度39,188千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,142 千円	39,564 千円
貸倒引当金	548,039	576,978
退職給付に係る負債	85,112	92,482
賞与引当金	28,303	27,200
未払金	15,919	14,282
少額減価償却資産	11,657	10,759
投資有価証券評価損	362,675	143,161
減損損失	863,242	1,467,180
資産除去債務	1,562,038	1,531,492
繰越欠損金(注)2	3,453,575	3,647,551
その他	148,573	67,184
繰延税金資産小計	7,087,280	7,617,838
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,005,608	3,252,858
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	671,353	2,607,526
評価性引当額小計(注)1	1,676,962	5,860,384
繰延税金資産合計	5,410,317	1,757,454
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,910	1,499
資産除去債務に対応する除去費用	717,825	529,329
繰延税金負債合計	720,735	530,829
繰延税金資産の純額	4,689,582	1,226,625

(注)1. 評価性引当額の増加は、将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、評価性引当額を認識したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(1)	2,531	25,839	3,244	130,511	124,264	3,167,184	3,453,575
評価性引当額	2,531	25,839	3,244	130,511	124,264	719,217	1,005,608
繰延税金資産	-	-	-	-	-	2,447,966	(2) 2,447,966

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来の課税所得の見込みに基づき、税務上の繰越欠損金3,453,575千円のうち2,447,966千円について回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(1)	25,839	3,244	128,002	124,264	129,555	3,236,645	3,647,551
評価性引当額	25,839	3,244	128,002	124,264	129,555	2,841,952	3,252,858
繰延税金資産	-	-	-	-	-	394,693	(2) 394,693

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来の課税所得の見込みに基づき、税務上の繰越欠損金3,647,551千円のうち394,693千円について回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2021年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引）

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、当社が展開するチャイナ事業につき、株式会社サンマルクグリルを吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行うことを決議し、同日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日付で当社のチャイナ事業を承継会社に承継いたしました。

取引の概要

イ．対象となった事業の内容

チャイナ事業

ロ．企業結合日

2021年4月1日

ハ．企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、サンマルクグリルを吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

本会社分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割、サンマルクグリルにおいては会社法第796条第1項の規定に基づく略式分割に該当するため、いずれも分割契約承認の株主総会は開催いたしません。

ニ．結合後企業の名称

株式会社サンマルクグリル

ホ．その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2006年に持株会社制へ移行し、多業態による外食チェーンを展開してまいりました。持株会社である当社は外食事業に共通する管理、店舗開発、業態開発、商品開発、教育等の機能を担うことで事業管理の効率化を図り、事業の執行については、事業子会社に委譲することで責任や権限を明確にし、顧客満足の上を追求すべく経営に取り組んでまいりました。

株式会社サンマルクチャイナは2008年4月に株式会社広東炒飯店として分社化後、2020年3月に、当社が保有する業態開発・商品開発機能を活用した中華業態の強化を目的として、当社が吸収合併を行いました。合併後はチャイナ事業部として活動を行ってまいりましたが、チャイナ事業については店舗運営のノウハウを有するサンマルクグリルが運営主体となることで、より一層中華業態の強化を進めることができると判断し、本会社分割を行うことといたしました。

実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物(内部造作)の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146~1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	3,356,361千円	4,575,059千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,213	84,885
見積りの変更による増加額	1,459,452	-
時の経過による調整額	33,024	28,177
資産除去債務の履行による減少額	309,992	210,417
期末残高	4,575,059	4,477,704

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,422,767千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,509,740
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	30,350

契約負債は、主に、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントの前受金に関するもの、ならびにFC加盟金に基づく前受金であります。ポイント制度に係る前受金については、ポイントの利用に伴い、また、FC加盟金に基づく前受金については、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	26,496千円
1年超2年以内	625
2年超3年以内	625
3年超	2,604
合計	30,350

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び経営成績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、外食事業を展開する上での必要なインフラ機能（業態・商品開発機能、店舗開発機能、教育機能、管理機能等）を保有する持株会社であり、グループ内の事業子会社が保有する既存の業態（既存店）の運営にできるだけ専念できる環境をつくるなどグループ内の機能設計を行っております。また各連結子会社はそれぞれ外食業態の運営を行っております。

したがって、当社グループは連結子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「レストラン事業」、「喫茶事業」及び「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「レストラン事業」は、「ベーカリーレストラン・サンマルク」等の運営、「すし処函館市場」等の運営、「ベーカリーレストラン・パケット」等の運営、「生麺専門鎌倉パスタ」等の運営及び「神戸元町ドリア」の運営を行っております。「喫茶事業」は、「サンマルクカフェ」の運営及び「倉式珈琲店」の運営を行っております。「その他事業」は、当社の実験業態に係る事業を運営しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

2021年4月1日付にて当社のチャイナ事業を会社分割し、当社子会社の㈱サンマルクグリルに承継したことに伴い、従来、「その他」に含まれていた同社の事業を「レストラン事業」の区分に含めております。

なお、当連結会計年度の比較情報として開示した前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントにより作成しており、前連結会計年度に開示した報告セグメントとの間に相違が見られます。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に变更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度のレストラン事業の売上高は188,291千円減少、喫茶事業の売上高は150,805千円減少、セグメント損失は30,350千円増加、その他事業の売上高は2,084千円減少しております。なお、レストラン事業とその他事業のセグメント損失に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)2・3	連結財務諸表 計上額 (注)5
	レストラン	喫茶	その他 (注)1	計		
売上高						
外部顧客への売上高	24,182,898	19,549,424	255,039	43,987,362	-	43,987,362
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	24,182,898	19,549,424	255,039	43,987,362	-	43,987,362
セグメント損失()	869,510	1,841,537	126,780	2,837,827	1,198,121	4,035,949
セグメント資産	20,225,247	20,557,104	111,423	40,893,775	14,917,879	55,811,655
その他の項目						
減価償却費(注)4・6	1,285,169	1,566,311	17,761	2,869,241	82,549	2,951,791
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)4・7	1,030,524	1,474,631	12,397	2,517,553	40,234	2,557,788

(注)1. 「その他」の区分は、実験業態に係る事業であります。

2. セグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用1,198,121千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等14,917,879千円であります。

4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社資産に係るものであります。

5. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

6. 長期前払費用の償却額を減価償却費に含めております。

7. 長期前払費用の増加額を有形固定資産及び無形固定資産の増加額に含めております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)2・3	連結財務諸表 計上額 (注)5
	レストラン	喫茶	その他 (注)1	計		
売上高						
直営店売上	25,607,658	20,860,387	234,607	46,702,652	-	46,702,652
ロイヤリティ収入	87,387	31,715	-	119,102	-	119,102
FC関連等売上	562,026	334,796	3,064	899,887	-	899,887
外部顧客への売上高	26,257,071	21,226,898	237,672	47,721,642	-	47,721,642
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	26,257,071	21,226,898	237,672	47,721,642	-	47,721,642
セグメント損失()	891,255	1,265,605	98,978	2,255,838	1,322,899	3,578,738
セグメント資産	19,594,139	15,249,726	69,647	34,913,513	13,108,087	48,021,601
その他の項目						
減価償却費(注)4・6	1,065,536	1,222,095	3,172	2,290,804	100,535	2,391,340
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)4・7	824,725	316,560	1,481	1,142,766	46,393	1,189,160

(注)1. 「その他」の区分は、実験業態に係る事業であります。

2. セグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用1,322,899千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等13,108,087千円であります。

4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社資産に係るものであります。

5. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

6. 長期前払費用の償却額を減価償却費に含めております。

7. 長期前払費用の増加額を有形固定資産及び無形固定資産の増加額に含めております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	連結損益 計算書 計上額
	レストラン	喫茶	その他	計		
減損損失	1,502,263	2,042,885	207,966	3,753,115	-	3,753,115

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	連結損益 計算書 計上額
	レストラン	喫茶	その他	計		
減損損失	1,249,174	1,333,033	133,932	2,716,141	-	2,716,141

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	SAINT MARC USA INC.	米国カリフォルニア州	25,635千米ドル	アメリカにおけるレストラン事業等の実験及び運営	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付 増資の引受 貸付金利息	55,000 1,520,000 (注1) 18,180 (注2)	-	-

(注) 1. 増資の引受は、債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであります。

2. 資金の貸付について、貸付金利率は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産	1,768円67銭	1,501円69銭
1株当たり当期純損失()	378円39銭	222円03銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	8,060,928	4,711,792
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失()(千円)	8,060,928	4,711,792
普通株式の期中平均株式数(株)	21,303,086	21,221,463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	2021年5月20日開催の取締役会 決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 5,716個 (普通株式 571,600株) 2021年5月20日開催の取締役会 決議による第1回無担保転換社 債型新株予約権付社債 新株予約権の数 49個 (普通株式 4,163,700株)

(重要な後発事象)
(共通支配下の取引等)

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社サンマルク
事業の内容	ベーカリーレストラン・サンマルク事業

結合当事企業の名称	株式会社函館市場
事業の内容	すし処函館市場事業

結合当事企業の名称	株式会社バケット
事業の内容	ベーカリーレストラン・バケット事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを消滅会社とする吸収合併方式であります。

本合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社サンマルクホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2006年に持株会社制へ移行し、多業態による外食チェーンを展開しております。持株会社である当社は外食事業に共通する管理、店舗開発、業態開発、商品開発、教育等の機能を担うことで事業管理の効率化を図り、事業の執行については、各業態ごとに事業子会社に委譲することで責任や権限を明確にし、顧客満足の向上を追求すべく経営に取り組んでまいりました。

現在、株式会社サンマルク、株式会社バケット及び株式会社函館市場の第17期が進行しておりますが、ベーカリーレストラン業態及び寿司業態として収益化が難しくなっており、ビジネスモデルの再構築の必要性を検討した結果、同3社を当社に吸収合併し、当社が保有する事業開発部と併せ、レストラン事業部として、レストラン業態の実験、可能性を追求することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)サンマルクホールディングス	第1回 無担保転換 社債型新株予 約権付社債	2021年6月7日	-	6,047,451	-	なし	2026年6月15日
合計	-	-	-	6,047,451	-	-	-

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	(株)サンマルクホールディングス普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	1,441
発行価額の総額(千円)	6,056,951
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2021年6月15日 至 2026年6月12日

(注) 1. 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の振込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、転換価額修正条項に従い、2021年12月14日以降、当初の1,662円から1,441円に修正されております。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	5,999,952

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	8,000,000	-	-	-
その他有利子負債				
割賦未払金	170,553	18,441	-	-
長期割賦未払金	18,441	-	-	-
合計	8,188,995	18,441	-	-

(注) 1. 割賦未払金及び長期割賦未払金の平均利率については、割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金及び長期割賦未払金を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	10,421,236	21,914,914	35,590,796	47,721,642
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	75,630	2,268,926	224,936	488,754
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	154,435	5,741,182	3,843,594	4,711,792
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	7.25	269.38	180.29	222.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	7.25	262.02	88.96	41.48

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,860,965	9,681,484
売掛金	672,684	571,617
原材料及び貯蔵品	7,697	6,198
前払費用	18,261	23,116
関係会社短期貸付金	35,000	3,182,000
未収入金	119,872	51,868
その他	41,262	65,364
貸倒引当金	729	575,616
流動資産合計	11,755,015	13,006,032
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,113,659	878,991
構築物	15,720	11,243
工具、器具及び備品	49,577	25,649
土地	2,327,702	2,234,406
有形固定資産合計	3,506,660	3,150,291
無形固定資産		
ソフトウェア	102,287	73,875
電話加入権	4,120	4,120
商標権	4,202	1,706
その他	1,068	2,919
無形固定資産合計	111,679	82,622
投資その他の資産		
投資有価証券	796,039	817,210
関係会社株式	16,042,427	12,903,386
出資金	926	776
関係会社長期貸付金	3,952,000	-
長期前払費用	17,775	13,810
敷金及び保証金	683,483	542,511
建設協力金	169,975	150,128
繰延税金資産	968,940	604,916
破産更生債権等	43	43
貸倒引当金	260,043	43
投資その他の資産合計	22,371,568	15,032,740
固定資産合計	25,989,908	18,265,654
資産合計	37,744,923	31,271,687

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	241,821	195,266
未払金	179,578	141,727
資産除去債務	12,782	4,923
未払費用	17,098	13,608
未払法人税等	328,443	136,001
未払消費税等	-	19,896
前受金	15,643	18,013
預り金	16,846	14,786
賞与引当金	6,434	2,630
流動負債合計	818,648	546,854
固定負債		
社債	-	6,047,451
長期借入金	8,000,000	-
長期末払金	80	-
退職給付引当金	49,187	39,133
長期預り敷金保証金	469,676	464,661
長期預り金	30,548	9,875
資産除去債務	128,708	62,688
固定負債合計	8,678,199	6,623,810
負債合計	9,496,848	7,170,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,731,177	1,731,177
資本剰余金		
資本準備金	14,355,565	14,355,565
その他資本剰余金	126	-
資本剰余金合計	14,355,692	14,355,565
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金	16,008,088	12,713,170
別途積立金	17,487,000	13,987,000
繰越利益剰余金	1,478,911	1,273,829
利益剰余金合計	16,020,088	12,725,170
自己株式	3,865,528	4,731,120
株主資本合計	28,241,430	24,080,792
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,644	3,423
評価・換算差額等合計	6,644	3,423
新株予約権	-	16,805
純資産合計	28,248,074	24,101,021
負債純資産合計	37,744,923	31,271,687

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1 6,361,366	1 5,875,462
売上原価	1,992,278	1,950,742
売上総利益	4,369,087	3,924,720
販売費及び一般管理費	2 2,484,035	2 1,745,968
営業利益	1,885,051	2,178,751
営業外収益		
受取利息	3,501	1,788
受取配当金	1,574	1,675
受取賃貸料	745,367	670,625
感染拡大防止協力金	-	100,267
その他	46,390	50,562
営業外収益合計	796,833	824,918
営業外費用		
支払利息	59,629	6,753
支払賃借料	654,694	582,217
社債発行費	-	220,308
その他	35,322	6,372
営業外費用合計	749,646	815,652
経常利益	1,932,238	2,188,017
特別利益		
助成金収入	4 38,218	4 12,989
特別利益合計	38,218	12,989
特別損失		
固定資産売却損	13,954	-
固定資産除却損	27,129	1,571
減損損失	358,086	133,932
関係会社株式評価損	2,675,912	3,139,040
貸倒引当金繰入額	3 128,231	3 315,000
繰上返済手数料	5 45,159	5 25,019
事業整理損失引当金繰入額	6 311,400	-
新型コロナウイルス感染症による損失	7 65,721	7 5,780
特別損失合計	3,625,595	3,620,344
税引前当期純損失()	1,655,138	1,419,338
法人税、住民税及び事業税	546,383	321,917
法人税等調整額	4,051	308,827
法人税等合計	542,331	630,744
当期純損失()	2,197,469	2,050,083

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	1,847,623	19,346,623
当期変動額								
剰余金の配当							1,129,065	1,129,065
当期純損失（ ）							2,197,469	2,197,469
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,326,535	3,326,535
当期末残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	1,478,911	16,020,088

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,865,260	31,568,233	7,668	7,668	31,575,902
当期変動額					
剰余金の配当		1,129,065			1,129,065
当期純損失（ ）		2,197,469			2,197,469
自己株式の取得	267	267			267
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,024	1,024	1,024
当期変動額合計	267	3,326,803	1,024	1,024	3,327,827
当期末残高	3,865,528	28,241,430	6,644	6,644	28,248,074

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	1,478,911	16,020,088
当期変動額								
別途積立金の取崩						3,500,000	3,500,000	-
剰余金の配当							937,942	937,942
当期純損失（ ）							2,050,083	2,050,083
自己株式の取得								
自己株式の処分			126	126			28,391	28,391
会社分割による減少							278,501	278,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	126	126	-	3,500,000	205,082	3,294,917
当期末残高	1,731,177	14,355,565	-	14,355,565	12,000	13,987,000	1,273,829	12,725,170

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,865,528	28,241,430	6,644	6,644	-	28,248,074
当期変動額						
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		937,942				937,942
当期純損失（ ）		2,050,083				2,050,083
自己株式の取得	938,765	938,765				938,765
自己株式の処分	73,172	44,654				44,654
会社分割による減少		278,501				278,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,221	3,221	16,805	13,583
当期変動額合計	865,592	4,160,637	3,221	3,221	16,805	4,147,053
当期末残高	4,731,120	24,080,792	3,423	3,423	16,805	24,101,021

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(4) 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～38年

構築物 2～20年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗FC加入希望者から受け取るFC加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、FC加盟金については、当該対価を契約負債(前受金)として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、FC加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

F C 関連等売上

主にF C加盟者及び子会社に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C加盟者及び子会社へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす仮定及びそれに基づく見積りを用いておりますが、これらに基づく数字は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(1)固定資産の減損

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社の統括部門等の共用資産と実験業態店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価額から50%以上下落した場合、または退店を決定した場合に減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については、土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。当社では、減損損失の認識にあたっての割引前将来キャッシュ・フローの算定については過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等、一定の見積り及び仮定に基づいております。これらの仮定及びそれに基づく見積りは、今後の市場動向等により有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当事業年度においては、有形固定資産として31億50百万円(前事業年度35億6百万円)、減損損失として1億33百万円(前事業年度3億58百万円)を計上しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性

当社は繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日)に基づき、当社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。繰延税金資産の計上額については、每期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当事業年度においては、繰延税金資産として6億4百万円(前事業年度9億68百万円)、法人税等調整額として3億8百万円(前事業年度4百万円)を計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、他社が運営するポイント制度にかかる負担金について、従来は総額を収益として認識し、負担金を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は2,084千円減少し、販売費及び一般管理費は2,084千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、期首利益剰余金に与える影響はありません。さらに、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	78,898千円	91,955千円
長期金銭債務	437,324千円	435,809千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	517,092千円	512,407千円
営業取引以外の取引による取引高	660,867千円	575,609千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度65%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度35%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与賞与	988,546千円	602,953千円
役員報酬	159,867千円	202,068千円
支払手数料及び業務委託料	241,811千円	297,722千円

3. 貸倒引当金繰入額の内容

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
SAINT MARC USA INC.に対する貸付金について回収不能と見込まれるため、貸倒引当金を計上しております。		株式会社バケット、株式会社サンマルクイノベーションズ及びSAINT MARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対する貸付金のうち回収不能と見込まれる部分について、貸倒引当金を計上しております。

(注) 当事業年度の貸倒引当金繰入額の内訳は、株式会社バケットに対して220,000千円、株式会社サンマルクイノベーションズに対して80,000千円、SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対して15,000千円であります。

4. 助成金収入の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

5. 繰上返済手数料の内容

長期借入金の一部期限前返済を実施したことに伴う手数料であります。

6. 事業整理損失引当金繰入額の内容

SAINT MARC USA INC.の清算に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

7. 新型コロナウイルス感染症による損失の内容

新型コロナウイルス感染症に伴う、休業中店舗の人員費、地代家賃及び減価償却費であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式16,042,427千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等(子会社株式)は、記載しておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は関係会社株式12,903,386千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	19,058 千円	23,549 千円
貸倒引当金	542,423	638,337
退職給付引当金	14,982	11,920
関係会社株式評価損	1,177,758	1,883,936
減損損失	93,207	80,751
事業整理損失引当金	94,852	-
資産除去債務	43,097	20,594
その他	18,369	23,904
繰延税金資産小計	2,003,750	2,682,995
評価性引当額	1,019,763	2,071,864
繰延税金資産合計	983,986	611,130
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,910	1,499
資産除去債務に対応する除去費用	12,135	4,714
繰延税金負債合計	15,045	6,214
繰延税金資産の純額	968,940	604,916

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2021年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,113,659	31,556	199,701 (34,713)	66,522	878,991	1,075,897
	構築物	15,720	1,213	3,934 (613)	1,755	11,243	63,255
	工具、器具及び備品	49,577	8,263	15,453 (4,286)	16,737	25,649	184,957
	土地	2,327,702	-	93,296 (93,296)	-	2,234,406	-
	建設仮勘定	-	41,033	41,033	-	-	-
	計	3,506,660	82,066	353,419 (132,910)	85,016	3,150,291	1,324,110
無形固定資産	ソフトウェア	102,287	4,822	15	33,219	73,875	100,921
	電話加入権	4,120	-	-	-	4,120	-
	商標権	4,202	282	-	2,778	1,706	17,262
	その他	1,068	6,727	4,822	53	2,919	238
	計	111,679	11,832	4,837	36,052	82,622	118,422

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

建物	実験業態店舗における内部造作等	31,556千円
構築物	実験業態店舗におけるサイン	1,213千円
工具、器具及び備品	実験業態店舗における厨房設備等	8,263千円
ソフトウェア	社内システムに係る改修等	4,822千円

2. 当期減少額には、当社のチャイナ事業を会社分割し、当社子会社の(株)サンマルクグリルに承継したことによる減少額が次のとおり含まれております。

建物	163,416千円
構築物	3,320千円
工具、器具及び備品	11,167千円
ソフトウェア	15千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	260,772	577,413	262,526	575,659
賞与引当金	6,434	2,630	6,434	2,630

(注) 引当金の計上の理由及び額の算定方法は、重要な会計方針に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・売渡し																													
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部																												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																												
公告掲載方法	電子公告により、次の当社のウェブサイトアドレスに掲載する。 (https://www.saint-marc-hd.com/hd/ir/) ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。																												
株主に対する特典	<p>1. 株主優待制度の内容 サンマルク株主優待カードを1枚発行する。</p> <p>2. 使用方法 下記の当社直営店及びフランチャイズ店の全店にてサンマルク株主優待カードの提示により飲食料金の下記料率相当額を割引する。</p> <table> <tr><td>「ベーカリーレストラン・サンマルク」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「サンマルクカフェ」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「ベーカリーレストラン・パケット」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「BISTRO309」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「ブレッドガーデン」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「生麺専門鎌倉パスタ」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「チーズ&ドリア・スイーツ」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「台湾小籠包」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「九份小籠包」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「石焼炒飯店」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「グリル蔵敷」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「神戸元町ドリア」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「倉式珈琲店」</td><td>20%</td></tr> <tr><td>「すし処函館市場」</td><td>10%</td></tr> </table> <p>3. 権利確定日 毎年3月末日(年1回)</p> <p>4. 対象株主 100株以上を所有する株主</p> <p>5. 有効期間 毎年7月1日～翌年6月末日</p>	「ベーカリーレストラン・サンマルク」	20%	「サンマルクカフェ」	20%	「ベーカリーレストラン・パケット」	20%	「BISTRO309」	20%	「ブレッドガーデン」	20%	「生麺専門鎌倉パスタ」	20%	「チーズ&ドリア・スイーツ」	20%	「台湾小籠包」	20%	「九份小籠包」	20%	「石焼炒飯店」	20%	「グリル蔵敷」	20%	「神戸元町ドリア」	20%	「倉式珈琲店」	20%	「すし処函館市場」	10%
「ベーカリーレストラン・サンマルク」	20%																												
「サンマルクカフェ」	20%																												
「ベーカリーレストラン・パケット」	20%																												
「BISTRO309」	20%																												
「ブレッドガーデン」	20%																												
「生麺専門鎌倉パスタ」	20%																												
「チーズ&ドリア・スイーツ」	20%																												
「台湾小籠包」	20%																												
「九份小籠包」	20%																												
「石焼炒飯店」	20%																												
「グリル蔵敷」	20%																												
「神戸元町ドリア」	20%																												
「倉式珈琲店」	20%																												
「すし処函館市場」	10%																												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第30期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日中国財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日中国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第31期第1四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月10日中国財務局長に提出。

（第31期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日中国財務局長に提出。

（第31期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月9日中国財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年6月28日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年8月5日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2021年11月11日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2021年12月17日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2022年2月4日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2022年4月18日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併の決定）に基づく臨時報告書であります。

2022年5月13日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年5月18日中国財務局長に提出

2022年5月13日提出の臨時報告書（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2022年2月1日 至2022年2月28日）2022年3月2日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

株式会社サンマルクホールディングス

取締役会御中

P w C 京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浦 上 卓也 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンマルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗有形固定資産の減損（連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計上の見積り、連結貸借対照表関係、連結損益計算書関係、追加情報）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社サンマルクホールディングス（以下、「会社グループ」という。）は当連結会計年度末において、有形固定資産16,918百万円を有しており、当連結会計年度において2,716百万円の減損損失を計上している。</p> <p>会社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として会社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上高が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価格から50%以上下落した場合、または退店を決定した場合に減損の兆候があると判断している。</p> <p>この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。</p> <p>回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定している。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については、土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価している。</p> <p>会社グループは、減損損失の認識の判定にあたって各店舗別年度損益計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積額の算定については、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の売上高や営業利益、営業キャッシュ・フローの計画、及び今後の市場動向等のといった仮定に基づいている。</p> <p>また、当連結会計年度においては上記の重要な見積り及び仮定に加え、新型コロナウイルス感染症が将来の業績に与える影響を加味しており、進行期の基準月の単月売上が前年同期比で30%以上減少していない場合であっても、将来の収益性の回復が見込まれない店舗については減損の兆候があると判断している。</p> <p>減損の兆候の判断基準及び将来の収益の回復の見込、減損損失の認識の判定における「割引前将来キャッシュ・フロー」及び減損損失計上における「使用価値」の算定は、各店舗別年度損益計画及びそれに基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに使用された仮定に基づいているが、これらは今後の市場動向等により大きく影響を受ける可能性があり、有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性がある。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された重要な仮定は、経営者による判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は会社グループが実施した減損の兆候判定の方法、減損損失の認識及び測定について検討した。当監査法人が、会社グループの減損損失の認識及び測定に際して行われた重要な見積りもと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した検討は以下の監査手続を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来キャッシュ・フローの見積りに使用された店舗別年度損益計画策定における売上高や営業利益、営業キャッシュ・フローの計画、及び今後の市場動向等のといった重要な仮定の決定や基礎データに関連する内部統制を含む、減損評価に係る内部統制の整備状況・運用状況の有効性の評価 ・ 回収可能価額の算定における評価方法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかの検討 ・ 経営陣へインタビューするとともに、事業計画及び売上高及び利益の成長率に関する、過去実績からの趨勢分析 ・ 取締役会で承認された事業計画と各店舗別年度損益計画の整合性の検討 ・ 店舗別年度損益の推移表の趨勢に基づく事業計画の検討 ・ 翌期店舗別損益計画及び店舗退店計画の妥当性の検討 ・ 過年度の店舗別損益計画と実績との乖離分析 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について、経営者へのインタビューによる収束時期や収束後の市場動向に関する仮定の検討 ・ 店舗の営業損益改善計画の妥当性の過去の同様の事例に照らしての検討

繰延税金資産の回収可能性（注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計上の見積り、税効果会計関係、追加情報）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社サンマルクホールディングスは、当連結会計年度末現在、繰延税金資産1,565百万円、当連結会計年度において法人税等調整額3,464百万円を計上している。</p> <p>会社グループは繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、会社および会社の関係会社各社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき各社を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定している。会社分類については、毎期見直しを行っている。この分類に際して、一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、合理的と考えられる翌期以降の事業計画に基づき見積もっている。</p> <p>事業計画の策定に用いている翌期以降の売上高や営業利益の計画、及び今後の市場動向といった重要な仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性がある。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された重要な仮定は、経営者による判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は、経営者が行った繰延税金資産の回収可能性に関する見積りについて、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等に照らした検討 ・翌期以降の事業計画の見積りに使用された今後の市場動向等の重要な仮定の決定や基礎データに関連する内部統制を含む、繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに係る内部統制の整備状況・運用状況の有効性の評価 ・繰延税金資産の回収可能性の判断が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかの検討 ・翌期以降の課税所得の見積り及びその基礎となる翌期以降の事業計画について、経営陣へインタビューするとともに、市場予測、利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、過去実績からの趨勢分析 ・会社の作成した一時差異に関する解消時期等スケジュールリングの妥当性の検討 ・新型コロナウイルス感染症の影響について、経営者へのインタビューによる収束時期や収束後の市場動向に関する仮定の検討 ・見積りに利用された翌期以降の事業計画が、取締役会により承認された計画数値に基づいていることの検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サンマルクホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サンマルクホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

株式会社サンマルクホールディングス

取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浦 上 卓也 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンマルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性（注記事項 重要な会計上の見積り、税効果会計関係）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社サンマルクホールディングスは、当会計年度末現在、繰延税金資産604百万円、当会計年度において法人税等調整額308百万円を計上している。</p> <p>会社は繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、会社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定している。会社分類については、毎期見直しを行っている。この分類に際して、一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、合理的と考えられる翌期以降の事業計画に基づき見積もっている。</p> <p>事業計画の策定に用いている翌期以降の売上高や営業利益の計画、今後の市場動向といった重要な仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性がある。</p> <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された重要な仮定は、経営者による判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は、経営者が行った繰延税金資産の回収可能性に関する見積りについて、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等に照らした検討 ・翌期以降の事業計画の見積りに使用された今後の市場動向等の重要な仮定の決定や基礎データに関連する内部統制を含む、繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに係る内部統制の整備状況・運用状況の有効性の評価 ・翌期以降の課税所得の見積り及びその基礎となる翌期以降の事業計画について、経営陣ヘインタビュースるとともに、市場予測、利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、過去実績からの趨勢分析 ・新型コロナウイルス感染症の影響について、経営者へのインタビューによる収束時期や収束後の市場動向に関する仮定の検討 ・見積りに利用された事業計画が、取締役会により承認された計画数値に基づいていることの検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。